

第2期にかほ市自殺対策計画

印刷発行 令和6年3月
発行 にかほ市市民福祉部健康推進課
〒018-0402
秋田県にかほ市平沢字八森31-1
電話 0184-32-3000
FAX 0184-32-3002

第2期 にかほ市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない「にかほ市」を目指して～

令和6年3月発行

第２期にかほ市自殺対策計画 策定にあたって



わが国の年間自殺者数は、平成１５年の３４，４２７人をピークとして令和元年には２０，１６９人まで減少しましたが、その後は２万人強で推移し、秋田県においては今年間１７０人を超える県民の大切な命が失われております。

こうした中、国では自殺対策の指針となる新たな自殺総合対策大綱を令和４年１０月１４日に閣議決定し、子ども・若者の自殺対策の更なる推進や女性に対する支援の強化、新型コロナウイルス感染症拡大による影響への対策などを取り入れ、総合的な対策強化を図ることとしております。

にかほ市においては、平成３０年度に「第１期にかほ市自殺対策計画」を策定し、関係各機関と連携しながら自殺予防対策に取り組んでまいりましたが、依然として自ら死を選ぶ方がいなくなることはありません。

このたび、現行計画が満了することから、「第２期にかほ市自殺対策計画」を策定いたしました。

自殺に追い込まれる原因は、特別なことでなく、誰にでも起こりうる身近な問題の中に潜んでいます。そのため、自殺対策は地域の様々な課題にきめ細かく取り組むことが必要であり、死を選ぶ前に「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすための総合的な取組みを「生きることの包括的な支援（生きる支援）」として届けることが求められます。

本市は、基本理念のひとつに「夢あるまち」を掲げております。

市民一人ひとりが、健康で輝き、思いきり明るい夢と希望を語り、誇りを持てるまちづくりの一環として「生きる支援」の取組みを広げ、誰も追い込まれることのないにかほ市を目指してまいります。

最後に、本計画策定にあたりご協力をいただきました関係各位に心から感謝申し上げます。

令和６年３月

にかほ市長 市 川 雄 次

目 次

第1章 計画策定にあたり

1-1) 計画策定の趣旨	1
1-2) 計画の位置づけ	2
1-3) 計画の期間	3
1-4) 計画の数値目標	3

第2章 にかほ市における自殺の特徴

2-1) 自殺実態の分析にあたって	5
2-2) 国や県、過去との比較（年次推移）	6
2-3) 対策が優先されるべき対象群の把握	7
2-4) いのちを支える自殺対策推進センターで分析したにかほ市の自殺の状況	10
2-5) にかほ市の現状と重点的に取り組む対象	11

第3章 これまでの取組みについて

3-1) 市のこれまでの取組み	13
3-2) 市の自殺予防対策事業	14
3-3) 市の各種事業の参加者数・配布数など実績の推移（延べ数）	15

第4章 自殺対策における取組みと「生きる支援」

4-1) 施策の体系	16
4-2) 基本施策	17
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	17
基本施策2 自殺対策を支える人材育成	18
基本施策3 住民への周知と啓発	19
基本施策4 子ども・若者の自殺対策の推進	21
基本施策5 生きることの促進要因への支援	22
4-3) 4つの重点施策	24
重点施策1 高齢者対策	24
重点施策2 生活困窮者対策	27
重点施策3 勤務・経営対策	29
重点施策4 女性に対する自殺対策	30
4-4) 「生きる支援」関連施策	32

第5章 自殺対策の推進体制等

5-1) 自殺対策組織の関係図	37
-----------------	----

資料編

◎にかほ市の主な相談窓口	39
◎にかほ市いのちを支える自殺予防推進本部設置要綱	40
◎にかほ市自殺対策計画策定委員会設置要綱	42
◎にかほ市中心の健康づくり・自殺予防ネットワーク設置要綱	44
◎自殺対策基本法	46

第 1 章 計画策定にあたり

1-1) 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。

自殺の原因には、健康問題のほか、経済・生活問題、職場や学校での悩み、性的マイノリティなど様々な問題があります。複数の問題を抱えてしまうことで更に悩み、追い込まれるとともに、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たない等の役割喪失感、与えられた役割の過重な負担感などと相まって、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥り、計画的もしくは衝動的に自殺してしまうと考えられます。

このような自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」であるため、個人の問題にとどめず社会的な問題として自殺対策に取り組んでいく必要があります。こうしたかけがえのない多くの命が自殺に追い込まれる現状を鑑み、平成 28 年に自殺対策基本法（平成 18 年 6 月 21 日法第 85 号）が改正され、「誰も自殺に追い込まれない社会」の実現を目指して、都道府県、市町村において自殺対策計画を策定し、PDCA サイクル^{※1}に基づき、地域レベルでの実践的な自殺対策を推進していくことになりました。本市は、平成 30 年度に、第 1 期となる「にかほ市自殺対策計画」を策定し、各種施策を計画的かつ重点的に展開してきました。

※1 PDCA サイクル：Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Action（改善）を繰り返すことにより業務の質を高める手法

令和 4 年 10 月 14 日には、自殺対策基本法に基づき国の自殺対策の指針となる自殺総合対策大綱（以下、「大綱」という。）が新たに閣議決定され、自殺総合対策に関する 6 つの基本方針が示されました。

一つ目として、自殺対策は、失業や多重債務、生活苦等の「生きることへの阻害要因」を減らす取組みに加えて、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を増やす総合的な取組みを「生きることの包括的な支援」として推進することです。この考えは「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGs^{※2}の理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGs の達成に向けた政策としての意義を持ち合わせるものです。

二つ目として、自殺は、健康問題や経済・生活問題、人間関係の問題等が複雑に関係しているため、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む自殺対策に関連する様々な分野の関連施策との有機的な連携により総合的な対策を展開することです。

自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、いじめ、ひきこもり等については、孤独・孤立対策やこども家庭庁部門との連携を図る取組みが重要です。

三つ目として、自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、対人支援を強化する「対人支援レベル」、対人支援の強化等に必要な地域連携を促進する「地域連携レベル」、更に地域連携の促進等に必要な社会制度を整備する「社会制度レベル」といった、対応の段階に応じたレベルごとの対策を効果的に連動させて取り組んでいくことです。

四つ目として、自殺は誰にでも起こりうる危機であり、そのような危機に陥ったときは、一人で抱え込まず誰かに援助を求めるべきであることや、自殺や精神疾患に対する偏見等をなくす取組みなど、自殺対策を実践と啓発を両輪として推進することです。

五つ目として、国、県、市、関係団体、民間団体、企業、市民等の役割を明確にし、関係者による連携と協働を推進することです。

六つ目として、自殺者、自殺未遂者並びにそうした方々の親族等の名誉及び生活の平穩に配慮し、不当に侵害することのないよう改めて認識することです。

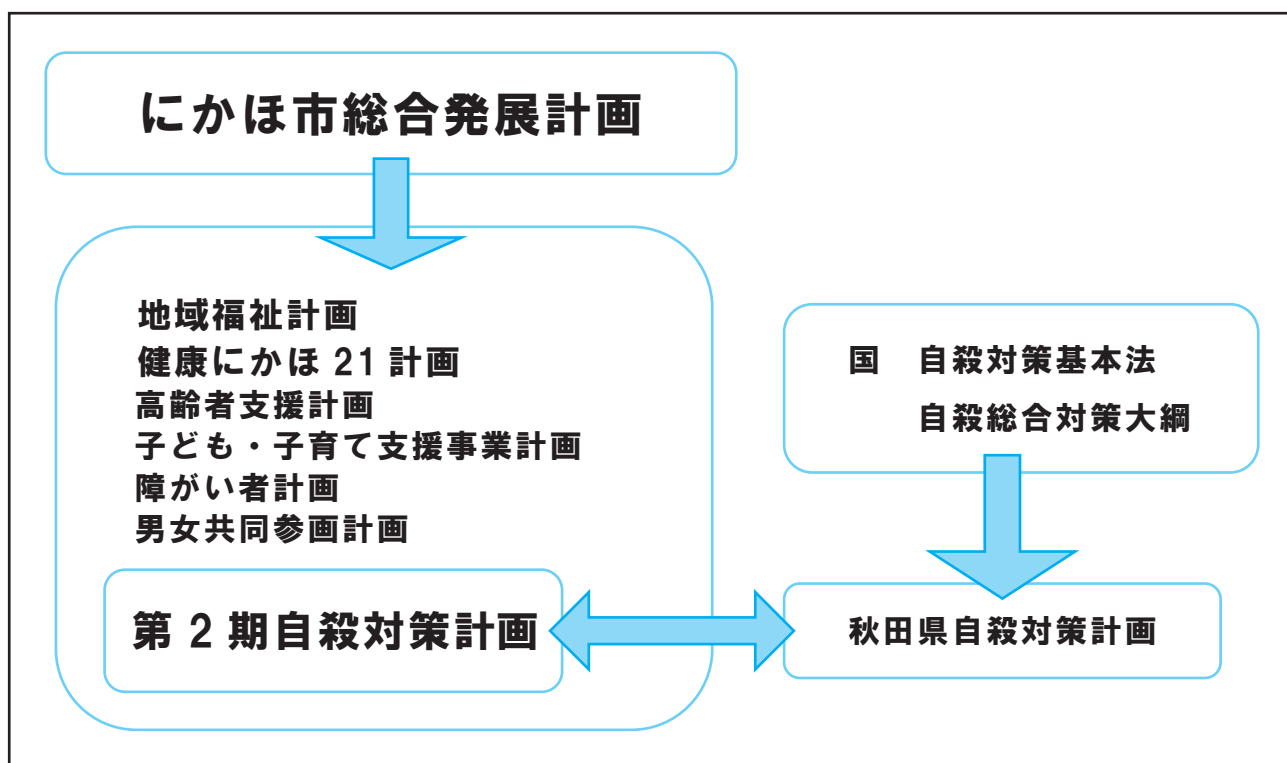
これらの基本方針に基づき、様々な分野の関連機関及び関連施策との一層の有機的な連携を深めながら、本市における実践的な取組みを展開し、「誰も自殺に追い込まれることのないにかほ市」を目指して、自殺対策を推進します。

※² SDGsについて、Sustainable Development Goalsの略で、「持続可能な開発目標」と訳され、「誰一人取り残さない」という考えのもと、世界の課題を網羅的に取り上げています。

1－2）計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項で定める「市町村自殺対策計画」です。

また、市の最上位計画である「にかほ市総合発展計画」（以下「発展計画」とする。）を基とするとともに、地域福祉を推進するための基本計画である「にかほ市地域福祉計画」並びに「健康にかほ21計画」など、関連する各計画との調整を図り、一体的に推進します。



1－3）計画の期間

本計画の期間は、令和 6 年度（2024 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの 5 年間とします。また、国、県の計画と連動することから動向を踏まえて必要に応じて計画の見直しを検討します。

1－4）計画の数値目標

大綱では自殺率の減少割合について、平成 27 年と比べて令和 8 年（人口動態統計の令和 7 年実績値を対象とする。）までに 30%以上減少させることとしています。

これを踏まえて、秋田県においては令和 9 年の自殺者数を 140 人以下、人口 10 万人あたりの自殺率（以下「自殺率」とする。）を 16.3 以下、自殺率の減少割合を 36.6 %以上にするとしています。さらには、長期目標として令和 12 年までには自殺者数を 125 人、自殺率を 15.3 以下、自殺率の減少割合を 40.4%とし、大綱が定める目標以上の自殺率の減少を目指しています。

本市は、「第 3 期健康にかほ 2 1 計画」において、施策目標として令和 5 年の自殺者数ゼロを掲げていることから、「誰も自殺に追い込まれることのないにかほ市」の実現を目指します。

自殺対策を通じて達成すべき目標値

	基準値※ ¹ 平成 27 年 (2015 年)	現 状 値 令和 4 年 (2022 年)	目 標※ ² 令和 10 年 (2028 年)
年間自殺者数 (人)	4	3	0
自殺率 (人口 10 万対：率)	1 5 . 7	1 3 . 3	0

※¹ 自殺者数及び自殺率は、秋田県「秋田県における自殺の現状」による。

※² 目標値は、「健康にかほ 2 1 計画（第 4 期）」による。

第2章 にかほ市における自殺の特徴

2-1) 自殺実態の分析にあたって

本章における分析においては、厚生労働省「人口動態統計」と厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」及びいのちを支える自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2022）にかほ市」特別集計を参照しています。各統計には以下のような違いがあるため、数値に差異がみられますが、地域の実情を分析する基礎資料として必要に応じて活用しています。

1) 厚生労働省「人口動態統計」

厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象としています。自殺統計は、自殺、他殺、あるいは事故死のいずれかが不明な時は自殺以外で処理しており、死亡診断書等に作成者から自殺の旨、訂正報告がない場合は計上していません。

2) 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

警察庁の自殺統計を参考にしており、総人口（日本における外国人も含む）を対象としています。警察庁の自殺統計には、「職業別」「原因・動機別」といった項目があり、捜査等により自殺であると判断した時点で自殺統計原票を作成し計上しています。

公表にあたっては、他の情報と照合して個人が識別されないよう、数値が1又は2の場合は、一部の情報以外の詳細を掲載していません。

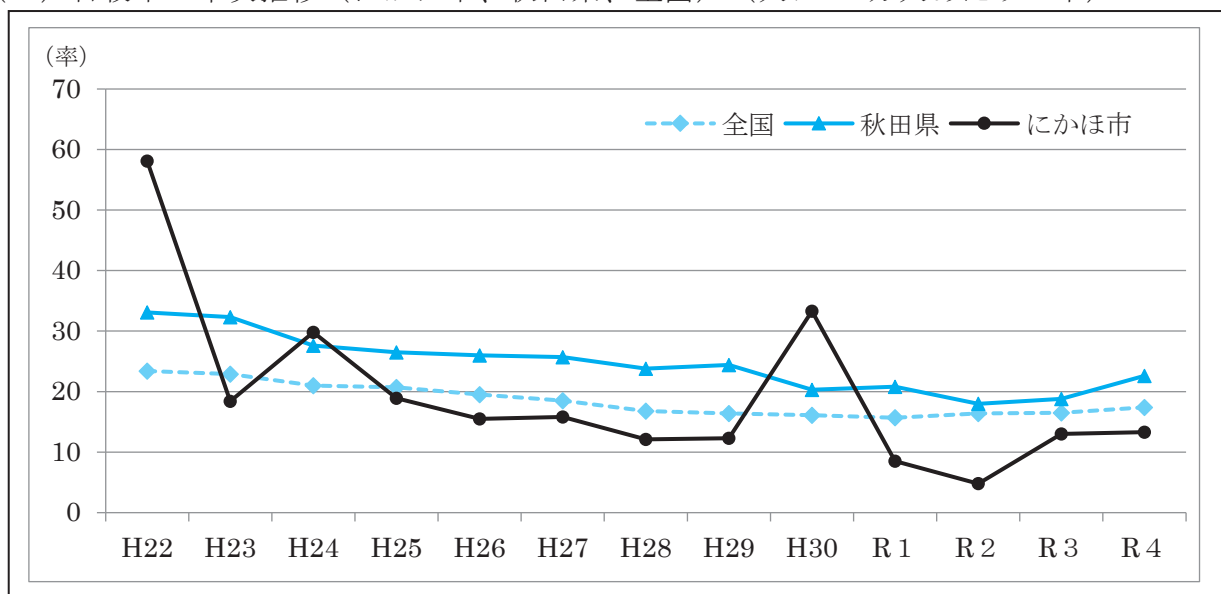
3) いのちを支える自殺総合対策推進センター

いのちを支える自殺総合対策推進センターは、平成18年に成立された自殺対策基本法の施行に合わせて設立され、国における自殺対策の強化のため取組みを総合的に支援し、都道府県、市町村を含む地方公共団体の自殺対策の企画立案のバックアップ等といった地域レベルの実践的な取組み支援を業務としています。

「地域自殺実態プロファイル（2022）」は、市町村自殺対策計画（改正法第13条）の策定を支援するために、警察庁自殺統計原票データを厚生労働省自殺対策推進室と本センターとで特別集計し、地域の自殺実態を詳細に分析したものです。

2-2) 国や県、過去との比較（年次推移）

(1) 自殺率の年次推移（にかほ市、秋田県、全国）（人口 10 万人あたり：率）

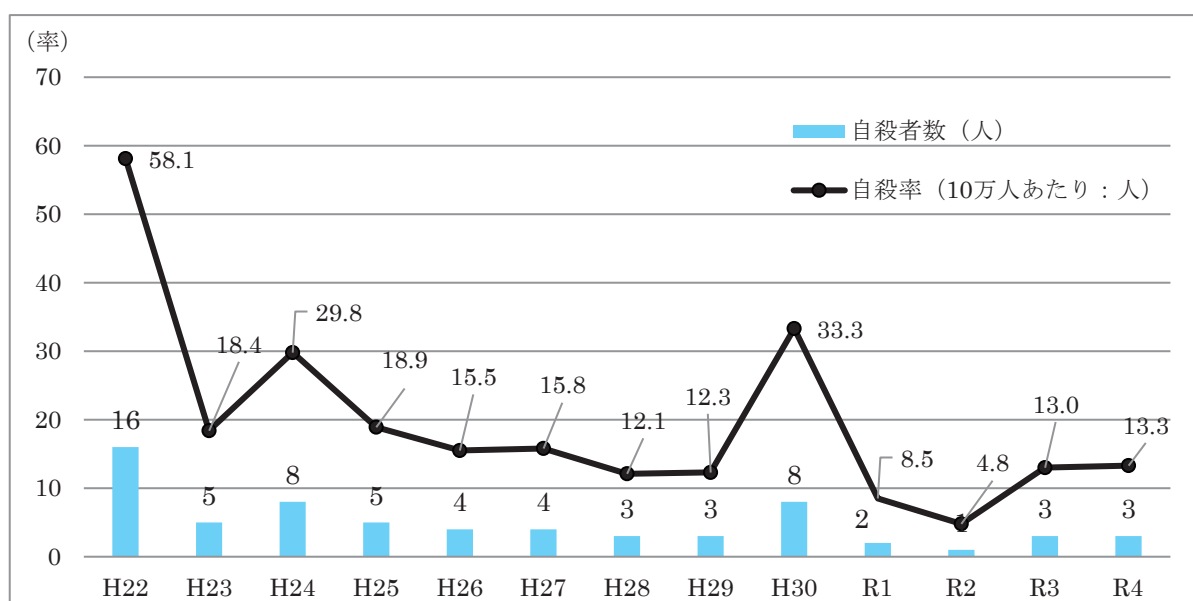


（人口 10 万人あたり：率）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
市	58.1	18.4	29.8	18.9	15.5	15.8	12.1	12.3	33.3	8.5	4.8	13.0	13.3
県	33.1	32.3	27.6	26.5	26.0	25.7	23.8	24.4	20.3	20.8	18.0	18.8	22.6
国	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4	16.1	15.7	16.4	16.5	17.4

出典：厚生労働省「人口動態統計」

(2) にかほ市の自殺者数・自殺率（人口 10 万人あたり）

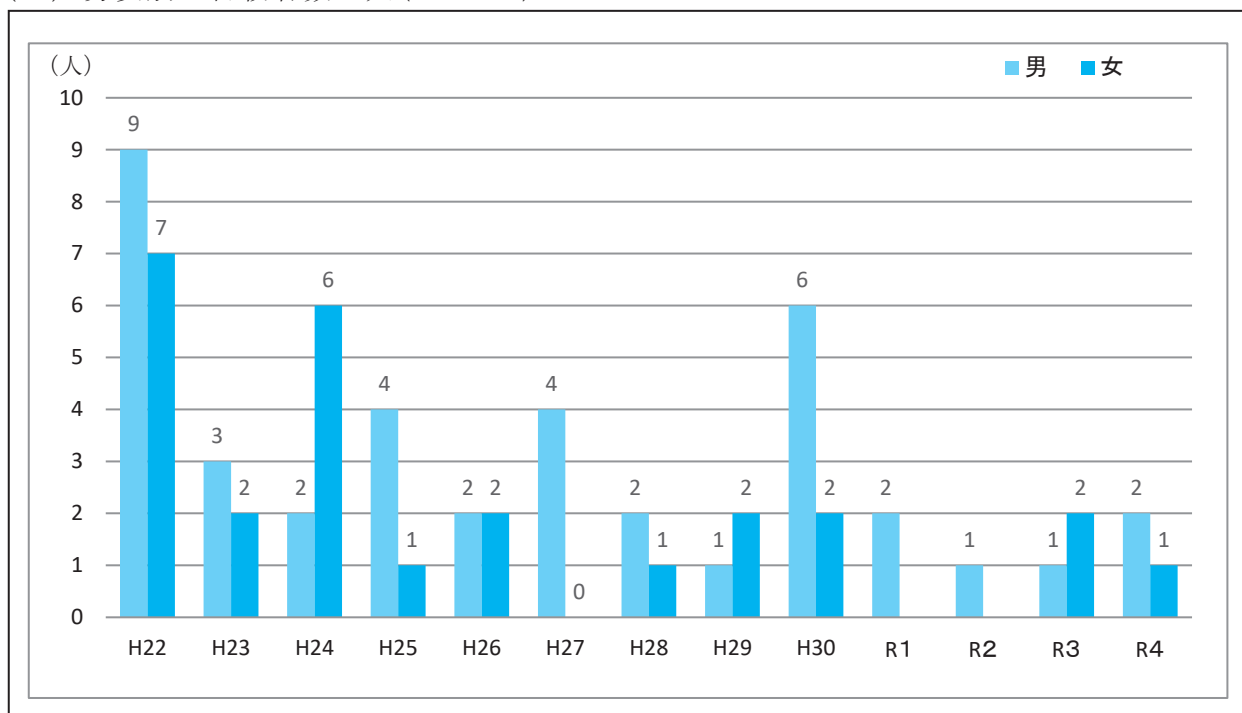


出典：厚生労働省「人口動態統計」

自殺者数は、平成 23 年以降は、毎年一桁台であり、自殺率は、平成 24 年、平成 30 年を除き、県や国よりも低い状態で推移しています。

2-3) 対策が優先されるべき対象群の把握

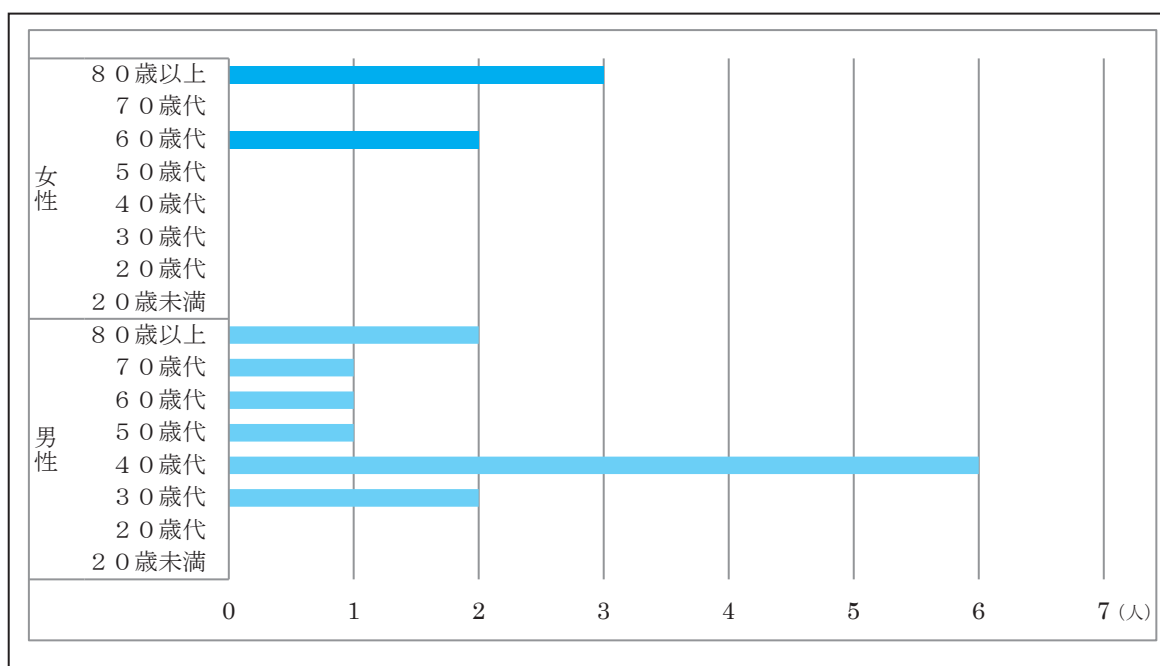
(1) 男女別の自殺者数：人(H22～R4)



参考：厚生労働省「人口動態統計」（R4のみ、厚生労働省「地域における自殺の基礎調査」参考）

平成 22 年から令和 4 年の自殺者数は、低下傾向にあるものの男性が多く、平成 30 年から令和 4 年の 5 年間の合計で女性の自殺者数の約 2 倍（男：12 人/女：5 人）となっています。

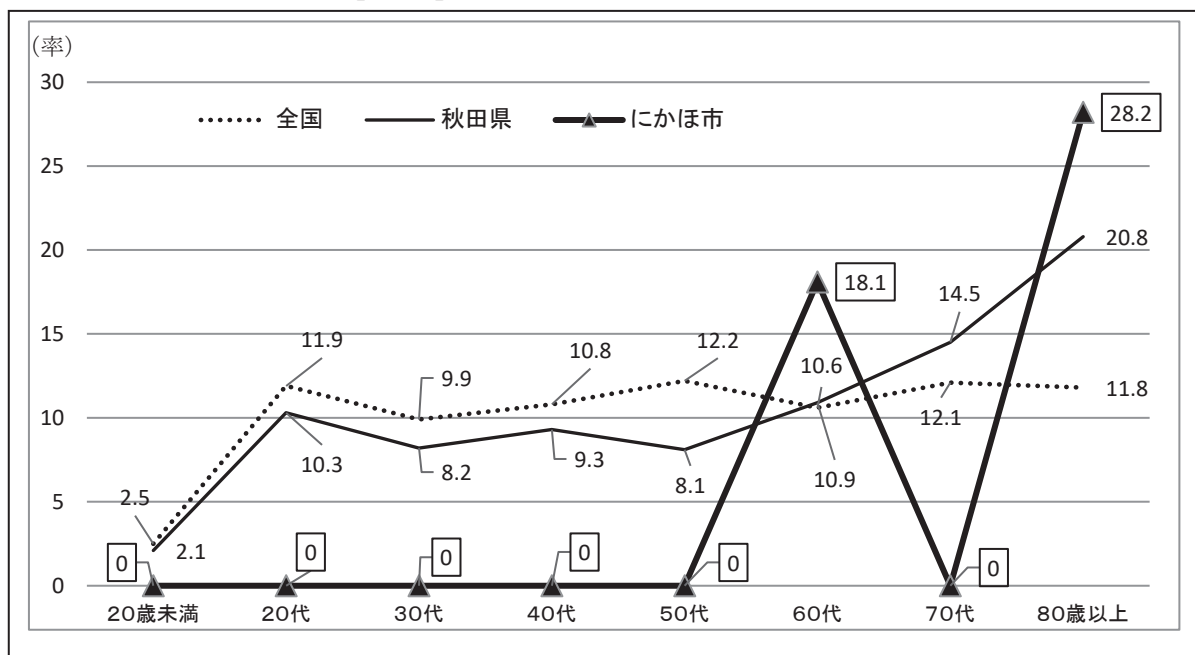
(2) 年代別自殺者の状況【男女】：人(H29～R3)



参考：いのちを支える自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2022）にかほ市」

平成 29 年から令和 3 年の自殺者は、女性は 60 歳代に 2 人と 80 歳代に 3 人自殺者がおりました。男性においては、30 歳代以降の全ての年代に自殺者がおり、30 歳代に 2 人、40 歳代に 6 人、50 歳代から 70 歳代に各 1 人、80 歳代は 2 人でした。

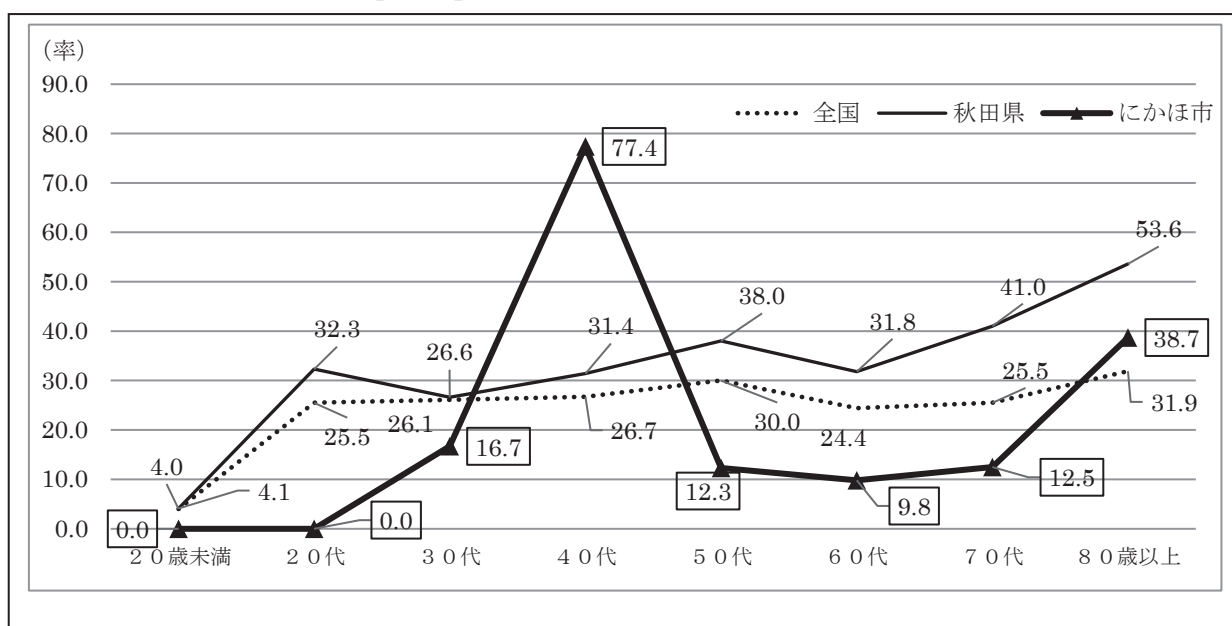
(3) 年代別自殺者の状況【女性】：人口 10 万人あたり（H29～R3）



参考：いのちを支える自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2022）にかほ市」

平成 29 年から令和 3 年の自殺率（人口 10 万人あたり）の平均において、本市の女性は 20 歳未満から 50 代、70 代が全国と秋田県を下回っていますが、60 代と 80 代においては秋田県を 7 ポイント上回っています。

(4) 年代別自殺者の状況【男性】：人口 10 万人あたり（H29～R3）

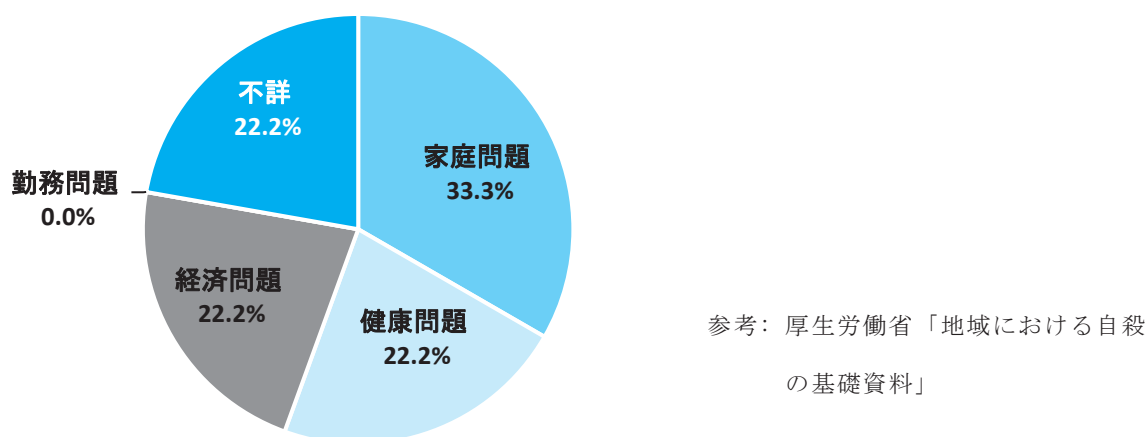


参考：いのちを支える自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2022）にかほ市」

平成 29 年から令和 3 年の自殺率（人口 10 万人あたり）の平均において、本市の男性は 20 歳未満、20 代から 30 代、50 代から 70 代が全国と秋田県を下回っていますが、40 代と 80 代においては全国を上回っており、特に 40 代については秋田県を 40 ポイント以上大幅に上回っています。

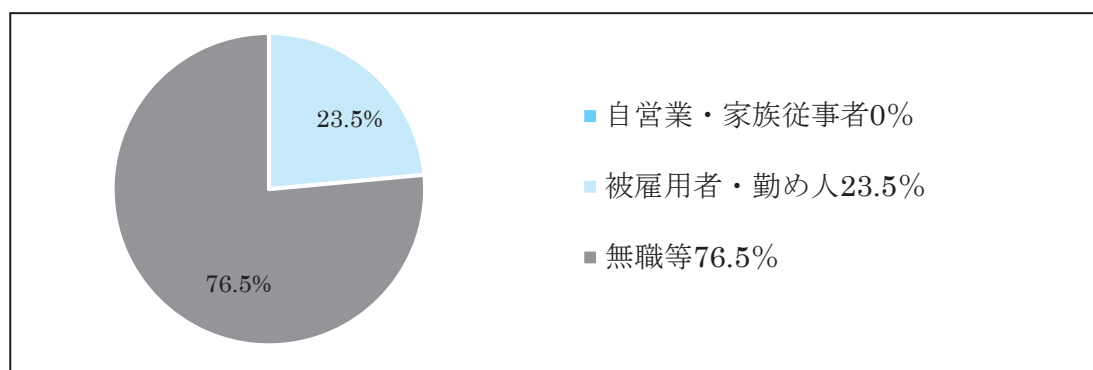
本市の年代別の自殺者状況を国や県内の傾向と比較するため、平成 29 年から令和 3 年の自殺者数の自殺率（人口 10 万人あたり）による分析も行いました。

（５）原因別の自殺者の状況：％（H30～R4 年）



平成 30 年から令和 4 年までの、原因別の自殺者数の状況をみると、家庭問題が多く、健康問題（精神疾患、精神疾患以外の合計）、経済問題、不詳が同じ割合となっています。

（６）職業別の自殺者の状況：％（H29～R3）

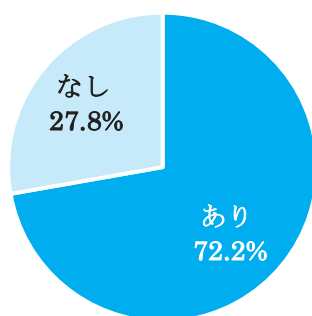


参考：いのちを支える自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2022）にかほ市」

平成 29 年から令和 3 年の自殺者のうち、有職者と無職者※の比率は無職者の割合が多くなっています。この 5 年間の累計によると、有職者のうち、「自営業・家族従事者」からの自殺者は無く、「被雇用者・勤め人」からとなっています

※有職者と無職者：有職者は「職業あり」で、無職者は「職業なし」を表します。

(7) 同居人の有無別の自殺者の状況：％（H30～R4）



参考：いのちを支える自殺総合対策推進センター

「地域自殺実態プロファイル（2022）にかほ市」

平成30年から令和4年の自殺者のうち、同居人の有無では、同居人のいる人の割合が高い状態です。

2-4) いのちを支える自殺対策推進センターで分析したにかほ市の自殺の状況

いのちを支える自殺対策推進センター（JSCP）から地域自殺実態プロファイルとして示された本市の自殺の特徴として、性、年代、職業、同居人の有無から自殺者が多い5つの区分が示されました。

●にかほ市の自殺の特徴（にかほ市のH29-R3の自殺者数の分析）

上位5区分（年齢・生活状況）	自殺者数	割合	自殺率	※背景にある主な自殺の危機経路
	5年計（人）	（％）	（10万対：率）	
1位：女性 60歳以上 無職同居	4	23.5	19.5	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位：男性 60歳以上 無職同居	3	17.6	26.5	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
3位：男性 40～59歳 有職同居	3	17.6	23.5	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位：男性 40～59歳 無職同居	2	11.8	190.5	失業→生活苦→借金＋家族間の不和→うつ状態→自殺
5位：男性 40～59歳 無職独居	1	5.9	754.6	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

2-5) にかほ市の現状と重点的に取り組む対象

- ①本市の自殺者は、平成 23 年以降は毎年一桁台であり、自殺率については平成 24 年と平成 30 年を除いて国、県よりも低い状態で推移しています。
- ②平成 30 年から令和 4 年の男女別の自殺者数は、令和 3 年を除いて男性が多く、5 年間の合計では、女性の 2 倍となっています。
- ③年代別自殺者率について、平成 29 年から令和 3 年までの 5 年間の平均においては、男性は 40 代と 80 代が国を上回っており、40 代については国と県を大幅に上回っています。女性は、60 代と 80 代が国と県を上回っています。
- ④原因別の自殺者の状況では、平成 30 年から令和 4 年までにあって、「家庭問題」が多く「健康問題（精神疾患、精神疾患以外の合計）」、「経済問題」「不詳」が同じ割合となっています。
- ⑤職業別では、無職者の割合が多くなっていますが、有職者の中でも「自営業・家族従事者」からは自殺者が無く、「被雇用者・勤め人」からとなっています。
- ⑥同居の有無別の自殺者の状況は、同居人がいる割合が高いです。
- ⑦男性の自殺者の特徴は以下のとおりです。（いのちを支える自殺対策推進センター（JSCP）から地域自殺実態プロファイルより）
 - ・経済問題、介護の悩み（疲れ）、健康問題を抱えている 60 歳以上の無職者（失業者）で同居人がいる。
 - ・勤務（過労、職場の人間関係の悩み）、健康問題を抱えている 40 代から 50 代の有職者（被雇用者・勤め人）で同居人がいる。
 - ・経済問題、家庭問題、健康問題を抱えている 40 代から 50 代の無職（失業者）で独居。
- ⑧女性の自殺者の特徴は以下のとおりです。（いのちを支える自殺対策推進センター（JSCP）から地域自殺実態プロファイルより）
 - ・健康問題を抱えた 60 歳以上の無職者で同居人がいる女性。

以上の状況から、いのちを支える自殺対策推進センターの地域自殺実態プロファイルにおいて本市は「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」への対策が重点施策として推奨されています。また、コロナ禍以降、全国的に女性の自殺者が増加しており、その対策は国県全体での対策を急務とされているため、本市においても「女性に対する自殺対策」を加えた 4 つを重点施策とし、ほか全国的に実施されることが望ましいとされる 5 つの施策とで、いのちを支える自殺対策を推進していきます。

また、庁内の多様な既存事業を「生きる支援関連施策」として位置づけ、より包括的・全庁的に自殺対策を推進します。

基本施策	重点施策
全国的に実施されることが望ましいとされる施策 ① 地域におけるネットワークの強化 ② 自殺対策を支える人材の育成 ③ 住民への啓発と周知 ④ 児童生徒の SOS の出し方に関する教育 ⑤ 生きることの促進要因への支援	地域の特性に応じた施策 ① 高齢者対策 ② 生活困窮者対策 ③ 勤務・経営対策 ④ 女性に対する自殺対策
生きる支援関連施策	

第3章 これまでの取組みについて

3-1) 市のこれまでの取組み

年度	取組み
H14	象潟町で『精神保健福祉ボランティア「ほたるの会」』が設立され、『精神障がい者サロン活動事業』を開始。
H17	旧仁賀保町、旧金浦町、旧象潟町の合併により「にかほ市」となる。 随時の家庭訪問や相談等の他に『こころの相談日』『いのちの教室（小学6年生対象）』『精神保健福祉ボランティア育成講座』を精神保健事業として実施。
H18	精神科医による『精神保健相談日』を実施。
H19	健康にかほ21計画策定。 県指定を受け『心の健康づくり基礎調査』を秋田大学と協働し実施。 『にかほ市心の健康づくり・自殺予防ネットワーク』を設置。
H20	『コーヒーサロン（自殺予防サロン活動事業）』を精神保健福祉ボランティア「ほたるの会」に委託し開始。 『自殺予防等法律相談等事業』をにかほ市社会福祉協議会に委託し開始。 『自殺予防街頭キャンペーン』を開始。
H21	『こころの健康づくり出前講座』を開始。
H23	精神障がい者家族の会「陽だまりの会」設立。
H24	第2期健康にかほ21計画策定。
H28	『新成人へ』若年層自殺予防キャンペーン実施。
H29	第3期健康にかほ21計画策定。 『ゲートキーパー養成講座』事業開始。 『高校を卒業する君へ』若年層自殺予防キャンペーンの実施。
H30	第1期にかほ市自殺対策計画策定。
R1	男性のこころの健康づくり事業として『男性の貯筋体操事業』を開始。 『中学生「いのちの教室」SOS出し方教室』を開始。 ※新型コロナウイルス感染症の拡大により、各種事業の中止や規模縮小がR4年度末まで続く。
R3	秋田県断酒連合会事務局と共催し『にかほ断酒会ミーティング』を設置。
R4	個別サロンの参加者の減少により、実施団体（「ほたるの会」）の要望を受け『精神障がい者サロン活動事業』を『コーヒーサロン（自殺予防サロン活動事業）』に併設。

※個別サロンの参加者の減少は、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置により会場施設の休館が続いたことが影響している。

3-2) 市の自殺予防対策事業

事業名		内 容
対面相談事業	こころの相談日（月1回）	臨床心理士が、不登校、ひきこもり、虐待、家庭内暴力、思春期問題、育児不安などについて個別相談の実施。
	精神保健相談日（年5回）	精神科医師が、精神障がい疑い、認知症、統合失調症、アルコール依存、薬物中毒など個別相談の実施。
	相談・家庭訪問（随時）	保健師や看護師が、必要に応じて関係機関との連携、ケース検討会の随時実施。「心の健康づくり訪問指導事業」として積極的にケースを掘り起こした訪問指導を行う。
	自殺予防法律相談等事業（月1回）	にかほ市社会福祉協議会へ委託。弁護士による、多重債務問題等の無料法律相談事業を実施。
	自殺予防サロン活動事業	精神保健福祉ボランティア「ほたるの会」へ委託。悩みや困難を抱えている人がリフレッシュを図られるように、市内4か所へ傾聴を主とした居場所「コーヒーサロン」を設置し運営。
	精神障がい者サロン活動事業	精神保健福祉ボランティア「ほたるの会」が運営。疾患を抱えた本人・家族のメンタルヘルス向上とリフレッシュを図られるよう居場所を設置（市補助事業）。※R4年度で終了。
	男性のこころの健康づくり事業	壮年期以降の男性のみを対象とする「男性の貯筋体操」（ヨガや脳トレ等）を行い、心身の活性化と認知症・孤立予防を目指す。
人的育成事業	精神保健福祉ボランティア育成講座	講師に、精神科医師、警察、大学関係者、保健所、各種支援団体等を招く。悩みや困難を抱えている人を近隣の身近なところでの声掛けや見守りを目指し、傾聴スキルと精神保健の知識を有する人的資源の育成を図る。
	ゲートキーパー養成講座	身近な人が発する自殺の危険サインに『気づき』『声かけ』、必要な支援へ『つなぐ』役割を担うボランティアの育成を図る。
普及啓発事業	心の健康づくり・自殺予防ネットワーク会議	地域における民間、行政、大学などの各団体や機関がそれぞれの専門性を活かし、連携して自殺予防の推進を図る。 (22団体26人)
	こころの健康づくり「出前講座」	血圧測定及び講話を行い、閉じこもりうつ予防、こころの健康づくりの推進を図る。
	自殺予防街頭キャンペーン	自殺予防月間やいのちの日などに合わせ、自殺予防啓発用パンフレット、ティッシュを配布する。9・12・3月予定。
若年者対策	いのちの教室	臨床心理士による講話（行動認知療法 or アサーションスキル）を実施。小学校6年生に対して自分を信じ、ストレスに対応できる心を育てていく。
	「高校卒業する君へ」「新成人へ」自殺予防キャンペーン	市内高校の3年生と新成人へ、自殺予防と心の健康づくり啓発グッズ配布。

3-3) 市の各種事業の参加者数・配布数など実績の推移（延べ数）

		H30	R1	R2	R3	R4
1	こころの相談日：件	22	17	16	23	21
2	精神保健相談日：件	4	4	6	4	2
3	相談・家庭訪問：件	136	124	134	242	133
4	自殺予防法律相談等事業※ ¹ ：件	26	42	42	33	35
5	自殺予防サロン活動事業：人	489	472	276	171	180
6	精神障がい者サロン活動事業：人	92	78	74	37	0※ ²
7	男性のこころの健康づくり事業：人	—	—	—	115	110
8	精神保健福祉ボランティア育成講座：人	137	109	25	中止	26
9	ゲートキーパー養成講座：人	0	185	38	0	0
10	心の健康づくり・自殺予防ネットワーク会議：人	35	18	36	19	18
11	こころの健康づくり「出前講座」：人	335	276	206	177	258
12	自殺予防街頭キャンペーン：部	400	510	400※ ³	100※ ³	200
13	いのちの教室（小学6年生）：人	190	189	158	92	152
14	中学生「いのちの教室」（中学2年生）：人	—	227	204	185	159
15	高校を卒業する君へ：部	200	200	200	70	53
16	20歳の君へ：部	350	300	中止	300	173

参考：にかほ市事務報告書

※¹ 自殺予防法律相談等事業は、にかほ市社会福祉協議会に委託し「多重債務法律相談日」として実施。

※² 個別サロンの参加者の減少により、実施団体の要望を受け『精神障がい者サロン活動事業』を『コーヒーサロン（自殺予防サロン活動事業）』に併設したことにより実績無し。

※³ 新型コロナウイルス感染症拡大により、スーパー店頭等での関連グッズの手渡しは中止し、公的機関及び医療機関の窓口に設置や関係団体の訪問活動時に配布する等の代替えで実施。

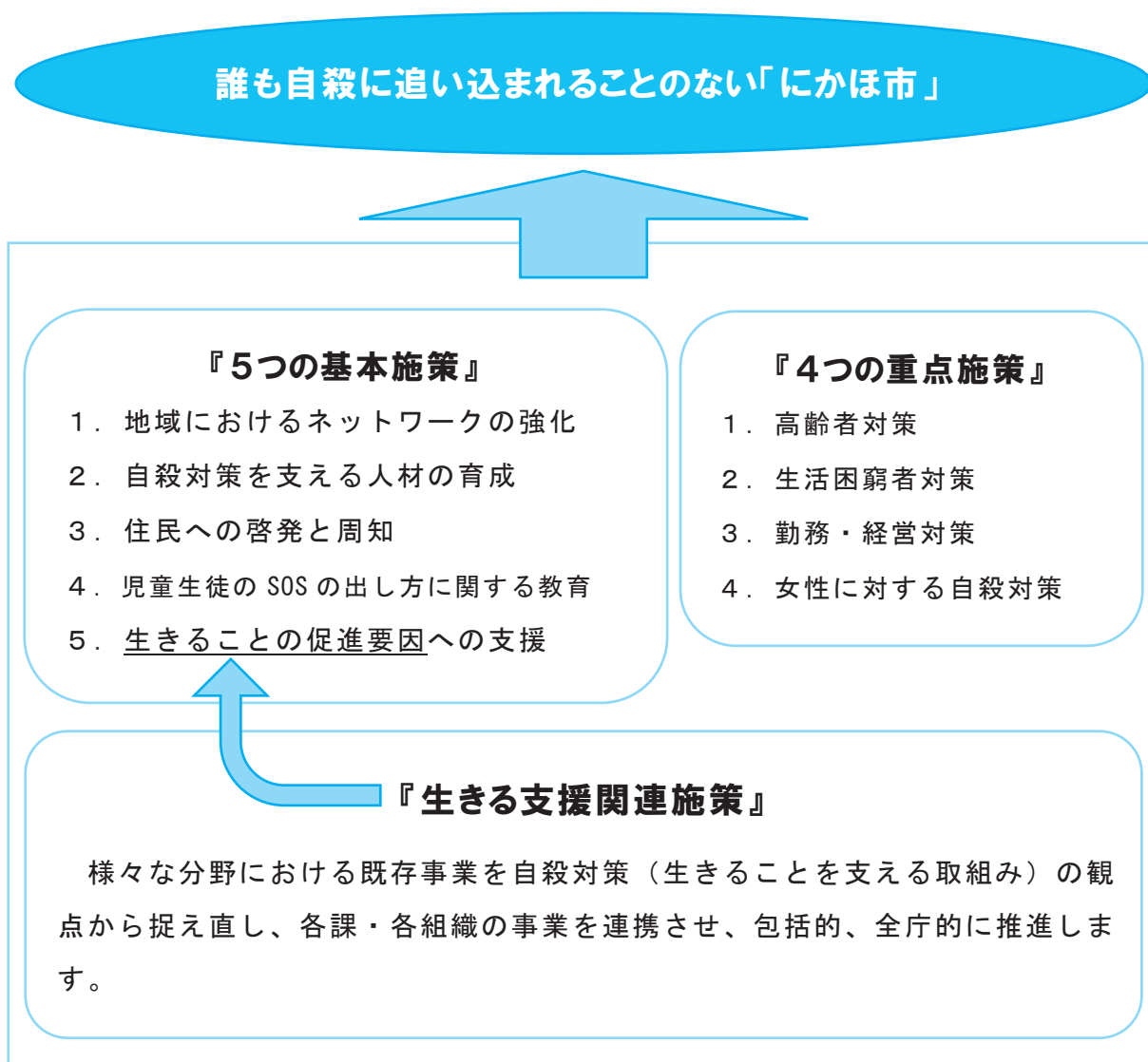
第4章 自殺対策における取組みと「生きる支援」

4-1) 施策の体系

本市は、国の定める「地域自殺対策政策パッケージ」※¹における、全市町村が共通して取組むべきとされている「基本施策」と、本市の自殺の実態を踏まえた「重点施策」(P11-12)を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進します。

また、市内の多様な既存事業を「生きる支援関連施策（生きることを支える取組み）」と位置づけ、より包括的・全庁的に自殺対策を推進します。

(※1) 令和4年10月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」において、自殺対策計画の策定に資するよう、いのちを支える自殺総合対策推進センターが開発したもの。パッケージは、全国的に実施されることが望ましい「基本施策」と地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロフィールにより示された「重点施策」から構成されます。



4-2) 基本施策

【基本施策1】地域におけるネットワークの強化

●評価指数

評価項目	第1期計画 目標値	令和4年度 現状	令和10年度まで の目標
各種会議・連絡会議開催回数	各1回以上/年	各1回以上/年	各1回以上/年

参考：にかほ市事務報告書

《第1期計画の評価》

新型コロナウイルス感染症の拡大により、各会議開催が書面開催やオンライン形式などにより開催されましたが、これまでどおり各会議趣旨に沿った協議と各機関のネットワークの強化を図ることができました。

《第2期計画の取組》

自殺対策の推進にあたって基盤となるのが、地域におけるネットワークです。

既に、他の事業を通じて地域に構築・展開されているネットワークと自殺対策（生きることの包括的支援）との連携強化にも引き続き取り組みます。

（1）地域におけるネットワークの強化

①にかほ市いのちを支える自殺予防推進本部（全課）

市長、副市長及び教育長を中心に、庁内各部署の部長を構成員とする「推進本部」と、関係各課の課長を構成員とする「連絡会議」を設置し、全庁的に総合的に効果的な対策を推進するための会議等を開催します。

②にかほ市心の健康づくり・自殺予防ネットワーク会議（健康推進課）

関係各種団体の代表が集まり、市の心の健康づくりと自殺対策に関する協議会を開催します。

（2）複雑化・複合化した問題に関する連携・ネットワークの強化

①にかほ市重層的支援体制整備事業（福祉課）

複雑化・複合化した問題を抱えた方に対して、既存の相談支援等の取組を活用しながら、相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、包括的・重層的な支援体制を構築します。

【基本施策2】自殺対策を支える人材育成

●評価指数

評価項目	第1期計画 目標値	令和4年度 現状	令和10年度 までの目標
様々な職種、市民や各種団体を対象としたゲートキーパー養成講座開催回数	1回以上/年	0	2回以上/年
精神保健福祉ボランティア会員育成講座参加延べ人数	120人	297人	350人
養成講座、研修会アンケートで「参加してよかった」「自殺対策に理解が深まった」と回答した人の割合※1	80%以上	—	80%以上

参考：にかほ市事務報告書

※1現状について、コロナ禍により養成講座を開催できなかった為現状値の記載がありません。尚、令和元年度に開催した際の満足度や理解度は59.7%でした。

《第1期計画の評価》

ゲートキーパー養成講座は、市直営で令和元年度は5回開催できていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、以降は講座開催ができませんでした。

精神保健福祉ボランティア育成講座は、平成30年度からの参加延べ人数は目標値に達していますが、受講者が既存のボランティア団体に加入するまでには至らず、各々の活動やスキルアップの機会となっています。

《第2期計画の取組》

地域のネットワークは、それを担い支える人材がいて機能します。そのため、自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取組みです。様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して「気づき」「声かけ」「つなげる」対応ができる地域の担い手・支え手となる人材を育成します。

①ゲートキーパー養成講座（健康推進課）

日頃から地域住民と接する機会の多い市役所職員、民生児童委員や老人クラブ、地区婦人団体、消防団、商工会等に、来庁者や相談者、身近な人やその家族の変化に気づき、本人の気持ちに耳を傾け、早めに専門機関への相談を促し、日々の活動の中に寄り添って見守っていく役割を担っていくようゲートキーパー養成講座等を開催します。

②精神保健福祉ボランティア育成事業（健康推進課）

悩みや困難を抱えている人へ、近隣などの身近なところでの声掛けや見守りを目指し、傾聴のスキルと精神保健福祉の知識を有するマンパワーの育成講座を開催します。

【基本施策3】住民への啓発と周知

●評価指数

評価項目	第1期計画 目標値	令和4年度 現状	令和10年度 までの目標
リーフレット等の設置と配布	1,000枚/年	1,000枚/年	1,000枚/年
街頭キャンペーンでの関連品の配布	500部	200部	500部
高校生や20歳の方を対象とした啓発	各1回/年	各1回/年	各1回/年
こころの健康づくり出前講座回数	5回/年	14回/年	5回/年
講座・教室の開催回数	1～3回/年	0回	1～3回/年
各講座や教室でのアンケートで「参加してよかった」「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	80%	91.9%	90%
特定健診結果成人『睡眠不足を感じている』人の割合	15.0%以下	20.7%	15.0%以下
特定健診結果成人『多量飲酒（一日3合以上）している』人の割合	3.0%以下	3.3%	3.0%以下
広報紙・ホームページ等への掲載回数・更新回数	広報紙・ホームページ等への掲載を2回以上/年	0回	広報紙・ホームページ等への掲載を2回以上/年

参考：にかほ市事務報告書、特定健診結果（国保 KDB システム資料）

《第1期計画の評価》

新型コロナウイルス感染症拡大により、街頭キャンペーンや集いの開催が制限されたこともあり目標に達しませんでした。

しかし、参加者からは高評価をいただき、今後も事業の継続により市民啓発と周知が図られると期待できます。

こころの健康づくり出前講座について、閉じこもり予防を主なテーマに市内集落や自治会をとおして行ってきましたが、今後は、勤務者や被雇用者のこころの健康づくりを一層啓発するために、会社や企業などの職域への啓発・周知に取り組む必要があります。

《第2期計画の取組》

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深め、危機に陥った時は誰かに援助を求めることが適当であると社会全体が共通認識できるよう、積極的に普及啓発を行います。また、市民が問題を抱えた際に適切に相談機関や相談窓口につながるよう様々な機会を活かして、相談機関に関する情報を提供します。

(1) リーフレット等啓発グッズを活用した周知

①心の健康づくり・自殺予防街頭キャンペーン（健康推進課）

9月の自殺対策推進月間、12月の秋田県自殺予防デー、3月の自殺対策強化月間に合わせて、スーパー等の人通りが多いところで、相談窓口リーフレットや相談窓口一覧（「ふきのとうホットライン」）と啓発グッズを直接市民の方に声かけ配布します。

②高校生を対象とした啓発（健康推進課）

高校卒業は、県内外への進学・就労と生活環境が激変する通過点です。この時期に「かけがえのない命」の大切さを実感し、相談窓口の存在を知ること、生活上の困難さやストレスに直面した時に危機を適切なところに発信できるよう、卒業を控えた高校3年生とその保護者を対象とし、相談窓口一覧（「ふきのとうホットライン」）や若年層向けの自殺予防啓発グッズを配布します。

③20歳を対象とした啓発（健康推進課）

20歳という人生のターニングポイントに改めて「かけがえのない命」の大切さを実感し、生活上の困難さやストレスに直面した時に危機を適切なところに発信できるよう、相談窓口一覧（「ふきのとうホットライン」）と若年層向けの自殺予防啓発グッズを配布します。また、適切な心身疲労の回復とストレス対処やうつ病、アルコール依存症の予防も視野に入れた総合的な啓発も図ります。

(2) 市民向け講演会やイベントなどの開催

①こころの健康づくり出前講座（健康推進課）

こころの健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるために研修会を開催し、「うつ病等の自殺関連事象は不名誉で恥ずかしいもの」という社会通念からの脱却と生きていくこと、誰かに助けを求めること、気づくことのハードルを下げます。また、規則正しい生活やバランスのとれた栄養、適度な運動、適正な飲酒、十分な睡眠、心身疲労の回復、ストレスと上手に付き合うこと等が欠かせません。望ましい生活習慣や適切なストレス対処法等を啓発し、個人のストレス対応能力を高め、うつの症状やアルコール依存傾向等の予防を図ります。

②市民講座等をととした啓発と周知（生涯学習課・健康推進課）

市出前講座に「こころの健康づくりや自殺対策」をメニューに加えて、市民の間での啓発の促進を図ります。

(3) 各種メディア媒体を活用した啓発活動

①広報紙等の活用（総合政策課・健康推進課）

9月の自殺対策推進月間、12月の秋田県自殺予防デー、3月の自殺対策強化月間に合

わせて、「広報にかほ」や SNS、ホームページ等を活用し、市民に対し自殺対策に向けた市の取組みを周知します。

【基本施策 4】子ども・若者の自殺対策の推進

わが国の 10 代の死因の第 1 位は自殺であり、新たな自殺総合対策大綱には「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」ことが重点施策の一つとなっています。

●評価指数

評価項目	第 1 期計画 目標値	令和 4 年度 現状	令和 10 年度までの目標
いのちの教室開催回数	7 校 (中学校 3 校含む)	7 校	市内の全小中学校で実施

参考：にかほ市事務報告書

《第 1 期計画の評価》

本市は、平成 25 年から令和 4 年の 10 年間で 29 歳以下の自殺死亡者はいませんが、子ども・若者の自殺は周囲への影響が計り知れないものがあります。

《第 2 期計画の取組》

これからは、子どもへ SOS の出し方を教えるだけでなく、児童生徒、若者が出した SOS について、周囲の大人が気づく感度を高め、相談等に対応し、必要に応じて各種相談機関等につなぐなど、対応力の向上を図る取組みも重要です。

子どもや若者が自己肯定感を持てるよう支援するとともに、将来起こるかもしれない危機的状況に対応できるよう、日常的な居場所の確保や、子どもが自殺のリスクを抱える前の段階で対策を講じていくための支援体制を整備します。

(1) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育の実施

①いのちの教室（健康推進課）

児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、友人関係や生活上の困難さ、ストレスに直面した時の対処方法や SOS の出し方を学ぶための教育を推進します。

(2) 児童生徒の健全育成に関わる各種取組みを推進

①要保護児童対策地域協議会議（子育て支援課）

通称「にかほ市子ども SOS ネットワーク」は、要保護児童に対して適切な保護、支援を図るために設置しています。子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、早期発見、早期支援につなげられるよう関係機関との連携体制の強化を図るべく、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催しています。

②にかほ市いじめ・不登校等問題連絡会議（学校教育課）

今日的課題の一つであるいじめ・不登校をめぐる諸問題について、適切な指導援助の推進に資するために現状の課題などを共有し、よりよい支援体制について協議検討します。

③児童生徒が安心して集える居場所の構築（学校教育課・生涯学習課・子育て支援課）

家庭や地域の教育力向上に向けた取組みを推進するとともに、学校・家庭・地域社会が連携することで、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりを図ります。

- 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）
- 青少年育成にかほ市民会議
- 放課後子ども教室
- 家庭教育支援チーム「ほんわっか」
- にかほ市教育支援センターぱすてる

【基本施策5】生きることの促進要因への支援

第1期計画の基本施策4（1）の居場所づくりや生きがいづくり活動については、関連機関の協力のもと、居場所の設置は進んでいることなどから重点施策1 高齢者対策のカテゴリーにそれぞれ統合し整理しました。

●評価指数

評価項目	第1期計画 目標値	令和4年度 現状	令和10年度まで の目標
にかほ市心の健康づくり相談日 回数	12回/年	延べ14回/年	延べ16回/年
多重債務法律相談日回数	12回/年	12回/年	12回/年
こころの健康づくり個別指導訪 問等事業	500件	243件	訪問や相談後に、適 切な医療や支援に結 び付いた市民の増※1

参考：にかほ市事務報告書

《第1期計画の評価》

訪問等事業件数は、目標値に達しませんでした。コロナ禍ながら、感染対策を徹底して対面相談に臨みました。今後も相談先の認知度を向上させて、必要とする方への訪問・相談・支援に取り組めます。

自殺未遂者は自殺対策において重要なハイリスク群であり、自殺未遂者の再企図防止は、自殺者を減少させるための優先課題の一つです。そのためには、一般医療機関、精神科医療機関、救急医療機関における身体・精神的治療とともに、地域に戻った後も、専門的ケア

や自殺未遂者の抱える様々な社会的問題への包括的な支援の展開のために、医療機関、警察、消防、そして、「生きる支援」にかかわる関係各課との連携を強化し、支援に取り組めます。

《第２期計画の取組》

自殺対策は個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組みに加えて「生きることへの促進要因」を増やす取組みを行うこととされています。

そのため、引き続き「生きることへの促進要因」の強化につながり得る様々な取組みを進めます。

※¹こころの健康づくり個別指導訪問等事業について、指導対象者数の増が必ずしも事業成果と結びつかないことから、本計画より掲載のとおりとなりました。

（１）自殺のリスクを抱える可能性のある人への支援

①にかほ市心の健康づくり相談日（健康推進課）

不眠やうつ症状等の健康問題を抱える人や子育て不安、自身又は家族のひきこもりや認知症等の家庭内の悩みを抱える方に身近なところで相談ができる機会として、精神科医師や臨床心理士による相談日を設けます。

②多重債務等法律相談

（にかほ市社会福祉協議会・消費生活相談センター〈生活環境課内〉）

失業や倒産等による多重債務、労働問題の悩みを一人で抱え込み、自殺に追い込まれる危機があります。にかほ市社会福祉協議会が実施する弁護士による法律相談や、消費生活相談センターの専門相談員等による消費生活相談を併せて行い、生活の立て直しが図られるよう包括的に支援します。

③こころの健康づくり個別指導訪問等事業（健康推進課）

悩みや困難を抱えている人や家族が早期に専門的な支援が受けられるよう、保健師や看護師が電話や面談、訪問を行い、適切な医療や支援に結び付けます。

（２）支援者への支援

①包括的な支援体制の推進（全課）

８０５０問題^{※¹}、ダブルケア^{※²}、ヤングケアラー^{※³}、など複合的な課題を抱え、誰にも相談できずに孤立するなどの事例には、属性や分野を超えた横断的な取り組みが必要です。医療・保健・介護・生活・子育てのみならず、庁舎内全体が、市民と接するときにちょっとした異変に気付き、支援を必要とする人の早期発見・早期支援に努めるとともに、重層的支援体制整備事業（福祉課）を活用しながら関係機関等の支援者が孤立しない支援体制を構築します。

※¹「８０５０問題」とは、８０代の親が５０代の子供と同居して経済的支援をする問題

※²「ダブルケア」とは、介護や子育て期などの複数のケアを同時期に担う状態

※3「ヤングケアラー」とは、要介護状態の家族のために大人が担うケアの責任を引き受け、家事や家族の世話のサポートを行っている18歳未満の子ども

(3) 自殺未遂者への支援

①自殺未遂者支援関係者会議（由利地域振興局福祉環境部・健康推進課）

自殺未遂者への精神的なケアや様々な支援を効果的に行うために、医療機関や消防、警察、行政等が地域の自殺未遂の実態や支援の必要性について共通認識を持ち、よりよい支援を目指し協議検討を行います。

(4) 遺された人への支援

①死亡届出時の情報提供（市民課）

死因を問わず遺族等への支援としては、今後も相続や行政手続きに関する情報提供等の支援と同時に、特に自殺への偏見による遺族の孤立防止やこころを支える活動も重要です。本市の死亡届窓口では、「おくやみハンドブック」をお渡ししています。

②遺族支援事業（主体：由利地域振興局福祉環境部）

遺族が死別による悲嘆と向き合い回復の道を歩むための遺族のつどい等をチラシ等で紹介します。

4-3) 4つの重点施策

【重点施策1】高齢者対策

●評価指数

評価項目	第1期計画 目標値	令和4年度 現状	令和10年度まで の目標
高齢者等声かけ見守り巡回事業延訪問数	6,000件 (令和3年度目標)	5,366件	高齢者等声かけ見守り巡回事業登録世帯数の増※1
介護予防事業年間延利用者数	1,300人	1,219人	1,300人
集落サロン開催自治会数	60か所	45か所	60か所
傾聴サロン「コーヒーサロン」延べ参加者数	620人	180人	参加者の満足度80%以上※2
男性のこころの健康づくり事業「男性の貯筋体操」	—	110人	240人

参考：にかほ市事務報告書、にかほ市高齢者支援計画

《第1期計画の評価》

コロナ禍による各種事業の中止や定員人数の制限等から、目標値には達しませんでした。が、本市の高齢化は著しく、その課題は複雑多様化になってきていることから、関係機関が連携し、制度や分野を超えて横断的に対応する重層的な支援体制を構築する必要があります。

《第 2 期計画の取組》

本市では、80 代以上の自殺者率（H29～R3 平均）が全国に比べて高く、また、原因別では家庭問題が多くなっています。閉じこもりや抑うつ状態を予防し、孤立・孤独を防ぐための居場所づくりや社会参加の強化を行政サービスのみならず、民間事業所サービス、民間団体の支援等を活用し、高齢者が住み慣れた地域の中で生きがいや役割を持って生活できる地域づくりを推進します。（関連計画：にかほ市高齢者支援計画（第 5 期））

※¹高齢者等声かけ見守り巡回事業延訪問数について、訪問者数の増が必ずしも事業成果と結びつかないことから、本計画より掲載のとおりとしました。

※²傾聴サロン「コーヒーサロン」について、コロナ禍以来、参加者が減少しており、5 類となった現在においても、コロナ禍前の数値に戻っていません。また、運営団体より諸事情により活動の見直しが示唆されていることから、本計画より掲載のとおりとしました。

（１）高齢者への相談支援

①各種相談支援事業（地域包括支援センター）

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう心身の状況や生活状況等を踏まえて、関係機関と連携し適切なサービスに繋がります。

②人権相談（市民課）

人権擁護委員が様々な相談を受ける中で、高齢者に関わる異変等に気づき、必要な支援へつなげるための体制強化を図ります。

（２）高齢者への見守り支援

①高齢者等声かけ見守り巡回事業（長寿支援課）

地域との密接な連携のもと、75 歳以上の高齢者のみの世帯等を巡回して定期的な声かけ・見守りを実施し、不安や悩みの相談等に対応します。また、異変を早期発見できるよう、報告・連絡・相談を密にします。他にも、様々な形で地域に密着している事業者等（新聞店、宅配業者など）と協力しながら、見守り体制を強化します。

②見守りネットワーク形成事業（地域包括支援センター）

食事や栄養面等の確認が必要な一人暮らし高齢者を対象に、配食をしながら、安否確認等の見守りを行います。

③安心生活見守り支援事業（地域包括支援センター）

認知症または、認知機能の低下が心配され、かつ介護サービスを利用していない高齢者を対象に定期的に訪問し、体調の確認や生活についての悩み等の相談等に対応します。

(3) 高齢者の孤立・孤独の防止

①男性のこころの健康づくり事業「男性の貯筋体操」(健康推進課)

本市は中高年層以降の男性に自殺率が多く、その対策の一つとして「男性の貯筋体操」を実施し、男性のこころの健康づくり事業に取り組めます。

②介護予防事業(地域包括支援センター)

各種事業を通じて、身体機能の向上や脳の活性化を図ります。参加者同士の交流を通して、心身における健康の保持増進を図ります。

- かるやか健康教室
- まめだか教室
- シルバー世代のトレーニングマシン開放日
- マシンリハビリ教室
- ミニデイサービス
- パワーアップ教室

③市民による主体的なまちづくり活動による「生きる支援」の推進 (地域包括支援センター・商工政策課・健康推進課)

地域、町内、集落毎に拠点(集落会館等)を設けて、地域に居場所を確保し、市民が主体となって相互に支え合い、安心して暮らせる地域社会の構築を推進します。商工会商店街事業では、高齢者の買い物の利便性向上と地域コミュニティの活性化を更に目指します。

- 地域介護予防活動支援事業(集落サロン事業)
- 商工会商店街事業(出前商店街、金浦市など)
- 傾聴サロン「コーヒーサロン」

④にかほ市社会福祉協議会が行う自主・共同募金各種事業

「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」である本市社会福祉協議会では、高齢者も含めた地域住民が交流する機会の創出と活性化を目指しています。地域住民主体による交流活動の支援と、地域住民だけでの交流活動が困難な地域に対しては本会が交流機会を創出・企画して交流を促進します。

- シルバー健康推進事業(スポーツ関連行事の開催)
- ふれあい交流会事業(ひとり暮らし高齢者の集い)
- シルバー料理教室
- 出前サロン事業
- 異世代交流事業(小学生と老人クラブの交流会)
- 雪国高齢者の健康づくり事業(山間部等の冬季に行う健康づくり行事の開催)

【重点施策2】生活困窮者対策

●評価指数

評価項目	第1期計画 目標値	令和4年度 現状	令和10年度までの目標
多重債務等法律相談実施回数	12回/年	12回/年	12回/年
多重債務等法律相談延件数	—	35件	※1

参考：にかほ市事務報告書

《第1期計画の評価》

多重債務等法律相談には、借金、相続、金銭トラブルが全体の48.5%（令和4年度）を占め、次いで家庭や夫婦問題などとなっています。生活困窮者はその背景として、多重債務のみならず介護、労働、虐待、依存症、知的障がい、発達障がい、精神疾患等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。

《第2期計画の取組》

本市では、無職者の自殺者が全体の8割を占めていますが、自殺の背景となっている生活困窮者に対してしっかりと対応していくためには、生活苦に陥った人に対する「生きることの包括的な支援」の一層の強化として、医療や福祉、保健も含め、就学、就労、税、住まい等、「生きること」に関連する様々な関係者が分野の壁を越えて、様々な取組みを通じて包括的に支援していく必要があります。（関連計画：第4期にかほ市地域福祉計画）

※ 厚生労働省は、各自治体に発出した「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」（平成28年7月）の中で、「精神保健の視点だけでなく本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な生きる支援を展開することが重要」であり、そのためには「様々な分野の支援者や組織が密接に連携する必要がある」と助言しています。

※1 多重債務等法律相談延人数について、相談件数の増が必ずしも事業成果と結びつかないことから、目標値は定めていません。

（1）相談窓口の連携強化

①各種納付相談（各担当課）

市税や年金保険料、公営住宅家賃、上下水道料など公的納付金の支払い機会を「生きることの包括的支援」のきっかけと捉えて、生活面で深刻な問題を抱えて困難な状況にある方の相談については、自殺のリスクに気づき、様々な支援につなげられる体制を強化します。

②収納対策推進本部会議・推進会議（税務課）

税金の支払いを期限までに行えない『滞納者』は、生活面で深刻な問題を抱え、困難な

状況に陥っている可能性が高いとされます。収納対応を「生きることの包括的支援」のきっかけと捉え、当会議における共通認識と収納対策に係る職員の質の向上等を図り、自殺リスクを抱えた方を早期に発見し、関係者が緊密に連携して早期に支援へとつなげられる体制を強化します。

③生活保護に関する相談（福祉課）

生活保護受給者を含む生活困窮者の多くは、家計や生活環境、身体的・精神的疾患等の問題を複合的に抱えるケースが多く、自殺リスクは他者よりも深刻であると考えられます。生活保護の受給により、生活費や治療費等の経済的な支援、自立に必要な就労支援等、ケースに応じた支援を行います。また、生活保護の受給に至らないケースに対しても、「にかほ市総合生活相談室」による伴走型支援や、様々な分野の関係者と連携し、生活困窮者が抱える問題に応じた支援につなげます。

④ふれあい福祉相談所の開設（にかほ市社会福祉協議会）

通称「無料法律相談」において、失業や倒産、多重債務、労働問題の悩みを一人で抱え込み自殺に追い込まれる危機に対して、弁護士による法律相談や社会福祉士等による生活相談も併せて包括的な支援を行い、生活の立て直しを支援します。

（２）生活面で困難や問題を抱えている人に対する「生きることの包括的な支援」

①生活困窮者自立相談支援（福祉課・にかほ市社会福祉協議会）

「にかほ市総合生活相談室」では、生活困窮者が抱える問題を行政、福祉支援機関、医療機関、弁護士等の有識者と連携し、自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援等の伴走型支援を行うほか、ケースに応じて他機関につなげる等、個々の問題解決に必要な支援を行います。

②住環境の確保及び整備支援（建設課・長寿支援課・福祉課）

高齢者、障がい者、生活困窮者等の多様なニーズに対応した住環境に係る支援体制を整備し推進します。公営住宅の居住者や入居申込者は低収入や心身の状況など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、関係機関との連携を図りながら支援します。

- 公営住宅入居者募集業務
- 住宅リフォーム推進事業
- 高齢者住宅整備資金貸付事業
- 高齢者住宅バリアフリー改修費補助事業
- 日常生活用具給付事業
- 住居確保給付金

(3) その他の機関が行う各種相談・支援事業

①就学援助費に関する相談・支援（学校教育課）

要保護・準要保護児童生徒等の保護者を対象に、就学に必要な経費（学用品、給食費等）の一部を補助します。

②奨学資金貸付事業（教育総務課）

高等学校（これと同程度の学校）以上の進学・在学する方の経済的不安を取り除き、進路目標達成のための支援を行います。

【重点施策3】勤務・経営対策

●評価指数

評価項目	第1期計画 目標値	令和4年度 現状	令和10年度 までの目標
様々な職種、市民や各種団体を対象としたゲートキーパー養成講座開催回数	1回以上/年	0	1回以上/年
にかほ市心の健康づくり・自殺予防ネットワーク会議開催回数	年2回	年2回	年2回
「ふきのとうホットライン」チラシの配布	500部	426部	500部

参考：にかほ市事務報告書

《第1期計画の評価》

ゲートキーパー養成講座は、市直営で実施しコロナ禍となる令和2年度までに6回開催できています。また、働き世代への各種相談窓口の周知にと令和元年度に市消防訓練大会にて、「ふきのとうホットライン」を150部配布しました。

《第2期計画の取組み》

本市では、働き盛り（40歳～59歳）の男性の自殺対策が課題となっています。

有職者の自殺の背景に勤務問題があるとは言いきれませんが、職場での人間関係や長時間労働、転勤や異動等の環境変化等、勤務上の問題をきっかけに退職や失業に至った結果、生活困窮や多重債務等の問題が付随的に発生し、最終的に自殺のリスクが高まるケースは少なくありません。

職場におけるメンタルヘルス対策を、様々な分野の人々や組織と連携し、その要因の軽減やストレスへの適切な対応など心の健康の保持・増進等に努めます。

①企業や団体等の職域におけるゲートキーパー養成講座の推進（健康推進課）

過労や職場の人間関係、職場環境の変化等の労働環境のストレスに伴う自殺を予防するため、企業や団体等の職域における「心はればれゲートキーパー養成講座」を開催します。

②職場におけるメンタルヘルスセミナーの開催等普及啓発の実施

(健康推進課・由利地域振興局福祉環境部・本荘労働基準監督署)

働き盛りの世代に対する心の健康づくり対策を推進します。

③「ふきのとうホットライン」による多様な相談対応の推進

(秋田県健康福祉部保健・疾病対策課、健康推進課)

心の問題、経済・生活問題、法律問題、福祉問題、労働問題など、各分野の相談機関のネットワーク「ふきのとうホットライン」(労働者や事業主の産業保健相談窓口を含む)による相談対応を推進します。

【重点施策4】女性に対する自殺対策

本市の女性の自殺者数は、低下傾向にありますが、全国的には令和3年に女性の自殺者数が2年連続で増加しています。コロナ禍の生活環境の変化を受けて女性特有の自殺要因が顕在化しており、困難を抱えている女性に寄り添ったきめ細かい支援体制を全国的に推進する必要があることから、女性に対する自殺対策を重点施策として新たに取り上げ、取り組みます。

(1) 困難な問題を抱える女性への支援

孤独、孤立による不安や配偶者等からの暴力、失業や減収による生活困窮等、多様かつ困難な問題を抱える女性に対する相談体制を整備し、必要に応じて関係機関と連携して支援を行います。(関連計画：第4次にかほ市男女共同参画計画)

①女性のこころとからだのサポート事業(健康推進課)

女性には、生理前の不快な症状(PMS：月経前症状)によって家事や仕事、育児に支障をきたしてしまう、生理の予測ができないからストレスになる等、特有の悩みがあります。「わたしの温度」(ヘルスケアデバイス&アプリ)は、専用ナイトブラの自動計測にて温度リズムを見える化し、生理や排卵日を予測するもので、生理やPMSに対する事前の備えが可能になり、自分らしく、楽しく生活する一歩につながります。

②にかほサニケアプロジェクト(福祉課)

様々な事情により生理用品の用意が難しい方への支援として、福祉課の窓口や小中学校の保健室等で生理用品を無料で配布しています。

さらに、相談窓口一覧を同封し、「女性とこども」「高齢者のこと」「障がい者のこと」「生活のいろいろ」「税・保険・年金」「生活困窮者自立相談」など、様々な困りごとの支援先への相談に導きます。

(2) 妊娠中から周産期の女性への支援(健康推進課「にかほ市ネウボラあのね*」)

面談や訪問の機会を活用し、妊産婦全数面接を行うことで不安不調を抱える特定妊婦

や若年妊婦を早期発見と対応に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。

- 妊娠届出面談
- 妊娠後期面談
- 赤ちゃん訪問（新生児訪問）
- 各種妊婦健診、乳幼児健診等
- 産後ケア事業

※「にかほ市ネウボラあのね」とは、フィンランド語で「相談の場」という意味。行政が、妊娠や出産、子育ての支援をする拠点。

（３）子育てする女性への支援

①妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援 （健康推進課「にかほ市ネウボラあのね」）

「にかほ市ネウボラあのね」では、保健師・助産師・臨床心理士がおり、各種相談会や育児教室などの機会を活用し、保護者の抱える様々な不安や心配事に寄り添って一緒に考えていきます。

②子どもと家庭に対する相談支援体制の充実（子育て支援課）

「子ども家庭総合支援拠点」では、市内の０歳から１８歳までの全ての子どもが安心して健やかに成長できるよう、子育てやその家庭に関するさまざまな悩みや問題に関する相談に応じ、継続的な子育て支援を行います。

③子育て支援センターの運営（子育て支援課）

乳幼児とその保護者が気軽に集い、相互に交流できる場として、子育て支援センター（にかほ保育園内、勢至保育園内、象潟保健センター内、星城こども園内）を開設・運営し、子育てについての相談を受け、各種情報の提供や助言等を行い、保護者の子育てに伴う不安感を緩和するとともに、子どもの健やかな成長を支援します。

●評価指数

評価項目	第１期計画 目標値	令和４年度現状	令和１０年度までの目標
妊娠届出面談	—	86 件 母子手帳発行件数 81 件	母子手帳発行件数の同数以上※ ^１
妊婦訪問 （電話・来所含む）	—	71 件	当該年母子手帳発行数の 80%以上※ ^２
赤ちゃん訪問	—	82 件 当該年出生数 75 件	当該年出生数の 同数以上※ ^３
子育て相談あのね	—	23 件/13 回	※ ^４

参考：にかほ市事務報告書

※¹妊娠届出面談は、母子手帳交付時の面談ですが、転入者へ本市の妊婦健診受診券を交付する際も実施するため、面談件数が手帳発行数よりも多くなっています。

※²妊婦訪問は、妊娠 34 週以降の妊婦を対象に訪問しますが、当該年中に妊娠 34 週に達せず、訪問が次年となる妊婦がいるため、母子手帳発行数とは同数以上とならず、目標を発行数の 80 % 以上と決めました。

※³赤ちゃん訪問は、生後 2 か月までの乳児がいる全家庭に訪問しますが、本市に里帰り出産しての乳児へも訪問しているため、当該出生数よりも多くなっています。

※⁴子育て相談あのねについて、相談件数の増が必ずしも事業成果と結びつかないことから、目標値は定めていません。

4-4) 「生きる支援」関連施策

(1) 関連施策決定までのプロセス

本市は、国内外の災害や政治的・経済的変動に影響を受けながらも、市民と行政が力を合わせて、「発展計画」に基づいて様々な施策を実施し、住みよいまちづくりを進めて参りました。

それゆえ発展計画の各種施策一つひとつが「生きる支援」であり、基本施策 5 「生きることの促進要因への支援」となり得ます。

新たな自殺総合対策※における重点施策を基に、発展計画内の各種施策を自殺対策（生きる支援に関連し得る事業）として位置づけ、主な担当課の了承を得た事業を「生きる支援関連施策」として掲載しました。

(2) 関連施策の実践について

生きる支援の関連施策の実践については、各課、各団体等でそれぞれ市民と関わる際、悩んでいる人、自殺のサインが出ている人に【気づき】、必要に応じて関係者に紹介し、問題解決にあたることが必要な場合においては、話を【聴き】、関係部署に【つなぐ】役割を一人ひとりが担う必要があります。掲載事業の他にも数多くの業務や活動があることから、あらゆる機会を捉え、市民に啓発し、周知を行います。

※新たな自殺総合対策

令和 4 年 10 月 14 日に、自殺対策基本法に基づき国の自殺対策の指針となる自殺総合対策大綱（以下「大綱」とする。）が新たに閣議決定され、自殺対策に関する基本方針や当面の重点施策が示されました。

大綱の重点施策	発展計画の 基本方針及び 重点目標等	施策の進め方	主な取り組み	発展 計画 ページ	担当課
心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する。 ▼大規模災害における被災者ケアへの備え ▼地域コミュニティの維持・支援、環境・整備の推進	災害に強いまちづくり	地域の状況に即した避難訓練等を毎年実施、自主防災組織等と連携した避難体制・互助体制を整備します。	災害時備蓄品の充実、避難経路・避難場所の整備	39	防災課 福祉課 長寿支援課
			にかほ市総合防災訓練の実施・検証		
			地域、学校、事業所等との連携による避難体制の整備		
			自主防災組織育成強化、防災に関する各種研修会の開催		
		個々の状況にあった避難行動要支援者避難支援プランの作成と支援体制を整備します。	避難行動要支援者情報の把握と共有と支援体制の整備		
			避難支援プラン個別計画の作成		
	活力あるコミュニティづくり	各種団体等が主体となって、地域の課題に取り組む活動を支援します。	NPOや各種団体との協働による事業実施	164	総合政策課
			コミュニティ活動への支援（夢いきいきマイタウン事業・地域振興交付金）		
		最も身近な自治会単位のコミュニティと近隣との自治会とが連携を図り、日頃からコミュニティづくりを強化する事業を支援します。	コミュニティ生活圏形成事業の推進		
			自治会等の維持・継続のための支援		
	高齢者の支援	自治会や老人クラブ等と連携して、地域での活動を支援します。	集落サロン事業の充実や老人クラブの運営支援	101	長寿支援課 地域包括支援センター
			シルバー人材センターの運営支援		
			子どもから高齢者まで幅広く活動できる場の検討		
		地域や関係団体と連携して、高齢者を見守る体制を強化します。	声かけ見守り巡回事業の推進		
			高齢者等除排雪支援事業の実施		
適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする			高齢者等SOSネットワーク事業等の推進		
			認知症サポーター養成講座の開催		

大綱の重点施策	発展計画の 基本方針及び 重点目標等	施策の進め方	主な取り組み	発展 計画 ページ	担当課
適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする。 ▼精神科医療、保健、福祉などの連動性の向上 ▼うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患などによるハイリスク者対策	人にやさしいまちづくり	障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、質の高いケアマネジメントを確保し、障がい福祉サービスなどの利用を支援します。	基幹相談支援センターや福祉施設の充実 成年後見制度の利用	45	福祉課
		障がいのある人が日常生活や社会生活の自立及び社会参加ができるよう、支援の充実や経済的負担の軽減を図ります。	地域生活支援事業の充実 医療費の助成（福祉医療、自立支援医療等）		
		障がいのある人の個々の特性に配慮した就労支援を行います。	障がいがある人の就労支援（就労継続支援） ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等との連携による就労支援		
社会全体の自殺リスクを低下させる。 ▼生活困窮や孤立・孤独、犯罪や暴力、虐待などの「生きることの阻害要因」を減らし、生きることの促進要因を増やす。	安全・安心なまちづくり	関係機関と連携を図りながら、自主防犯組織の育成及び強化を進め、犯罪のないまちを目指します。	自主防犯組織の育成及び強化、防犯パトロールなどによる自主防犯活動の推進 子どもの見守り活動の推進、危険箇所への防犯設備の設置	40	生活環境課
		多様化する悪質商法や特殊詐欺から市民を守るため、相談窓口の充実や関係機関との情報共有により被害未然防止や被害回復に努めます。	市内で発生している消費者問題の情報収集 出前講座や広報等による情報提供や啓発活動の充実 消費生活センター相談窓口の周知及び充実		
	交通ネットワークの整備	他の交通機関との利便性を高め、コミュニティバスの利用拡大に努めます。	利便性向上のためのコミュニティバス路線再編及び運行時間の検証・調整 高齢者の利用促進 デマンド型等の新たな交通体系の整備検討	58	総合政策課
子どもと若者の自殺対策をさらに推進する。 ▼学生・生徒への支援充実	知・徳・体の調和のとれた子供の育成	よりよい生活や人間関係を築いたり、自己の生き方について考えたりする時間の充実を図ります。	特別の教科「道徳」、総合的な学習の時間、特別活動の充実 ふるさと教育を基盤とするキャリア教育の充実 「にかほ地域学」の充実と発信	89	学校教育課

大綱の重点施策	発展計画の 基本方針及び 重点目標等	施策の進め方	主な取り組み	発展 計画 ページ	担当課
▼学生・生徒への支援充実 ▼特性に応じた支援の充実	知・徳・体の調和のとれた子供の育成	心身の健康の保持・増進のために、体力向上や食育の指導充実を図ります。	メディアの活用を含めた基本的な生活習慣の指導	89	学校教育課
			食育と地産地消食育事業の推進		
		各学校の学校運営協議会の活動を活性化し、地域住民等との連携した教育活動推進を支援します。	にかほ市コミュニティ・スクール連絡協議会主催の情報交換や研修会の開催	91	学校教育課
			学校教育への地域住民の関わり強化		
		児童生徒の実態や特性に対する保護者の理解を深め、適切な教育相談ができるよう関係機関と連携した支援体制を整備します。	関係機関と連携したきめ細かな教育相談の実施	94	学校教育課
			通級指導教室の利用促進		
			学校生活・学習サポート支援員のスキルアップ研修の実施		
	若い世代の希望実現	若い世代が暮らしやすい魅力ある賃貸住宅の整備と入居者を確保します。	若者支援住宅の整備と安定的な入居者の確保	66	建設課 総合政策課 商工政策課
		戸建て住宅を供給する手段として、空き家の利活用を促進します。	子育て世帯等の空き家取得に対する支援		
			子育て世帯向けの移住者支援住宅の整備		
		企業や結婚支援団体等との連携を図り、出会いや情報交換の場の創出を図ります。	結婚支援センターや民間の紹介サービス等を活用したマッチング支援	80	総合政策課
			婚活イベント等の開催、支援		
			結婚支援団体への登録支援		
女性の自殺対策を更に推進する	若者に魅力あるまち	若者の採用・育成や女性の活躍推進に取り組む地元企業を支援するとともに、若年就業者等への職場定着に向けた意識醸成を図ります。	若年就業者の職場定着につなげるための研修等の開催	100	商工政策課
			業種間の連携を深めながら同年代の仲間づくりをする異業種交流会などの開催		
			若者や女性が働きやすい職場環境づくりに取り組む地元企業への支援		

大綱の重点施策	発展計画の 基本方針及び 重点目標等	施策の進め方	主な取り組み	発展 計画 ページ	担当課
女性の自殺対策を更に推進する。 ▼様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援の充実 ▼子育て中の女性を対象としたきめ細かな相談支援の充実	男女共同参画社会の推進	男女がお互いに認め合い、思いやりある社会を目指した取組みを推進します。	男女共同参画講演会の開催	46	子育て支援課
			男女共同参画川柳コンテストの実施		
		すべての人が働きやすい、生活しやすい社会づくりへの理解を深める取組みを推進します。	第4期にかほ市男女共同参画計画に基づく事業の推進		
			子育て世代を対象とした男性の家事や育児への参画支援		
	子育て環境の充実		就労世帯への育児や介護支援に関する情報提供の充実	82	子育て支援課 市民課
		福祉医療制度の内容を充実させ、子育て世帯の負担軽減を図ります。	高校卒業までの医療費無料化（所得制限なし） ひとり親家庭の親の医療費無料化（所得制限あり）		
		子育て家庭のニーズにあった保育サービスの提供を支援します。	延長保育、一時預かり保育、休日保育等の保育サービスの充実	84	子育て支援課
			病児保育（体調不良対応型、病児対応型、病後児対応型）による支援		
		地域子育て支援センターや子育て支援団体との連携を図り、子育て家庭の育児不安の解消に努めます。	放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）		
			地域子育て支援センターや子育て支援団体との連携		
			子育て包括支援センター、家庭児童相談室や子ども家庭総合支援拠点による支援		
	魅力ある企業づくり	企業の労働環境の改善や人材育成、人材確保の取組みを支援します。	女性の快適職場づくりワークライフバランスの実現へ向けた推進支援	148	商工政策課

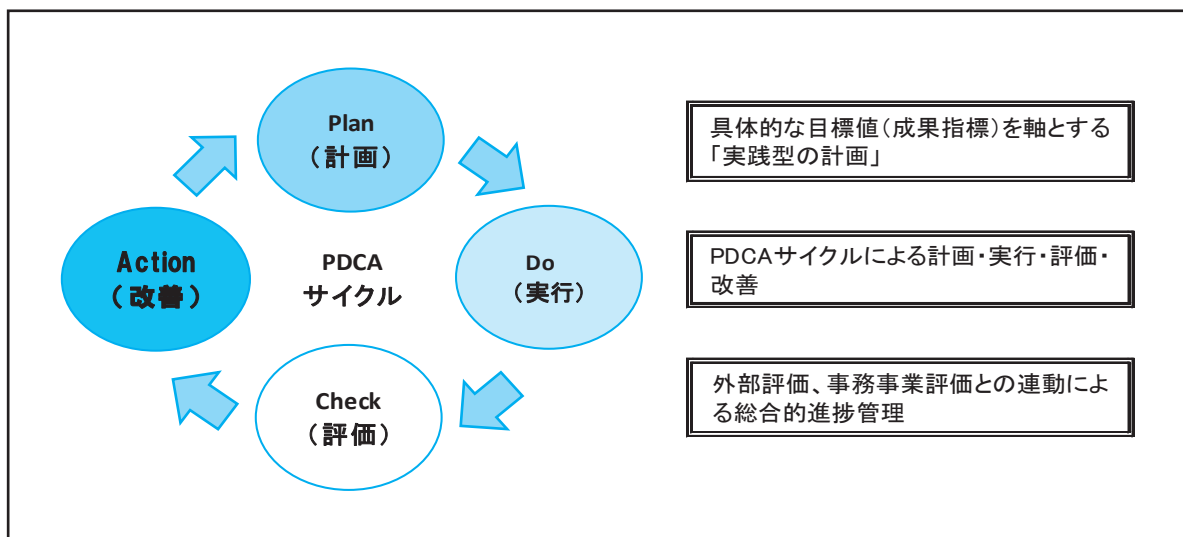
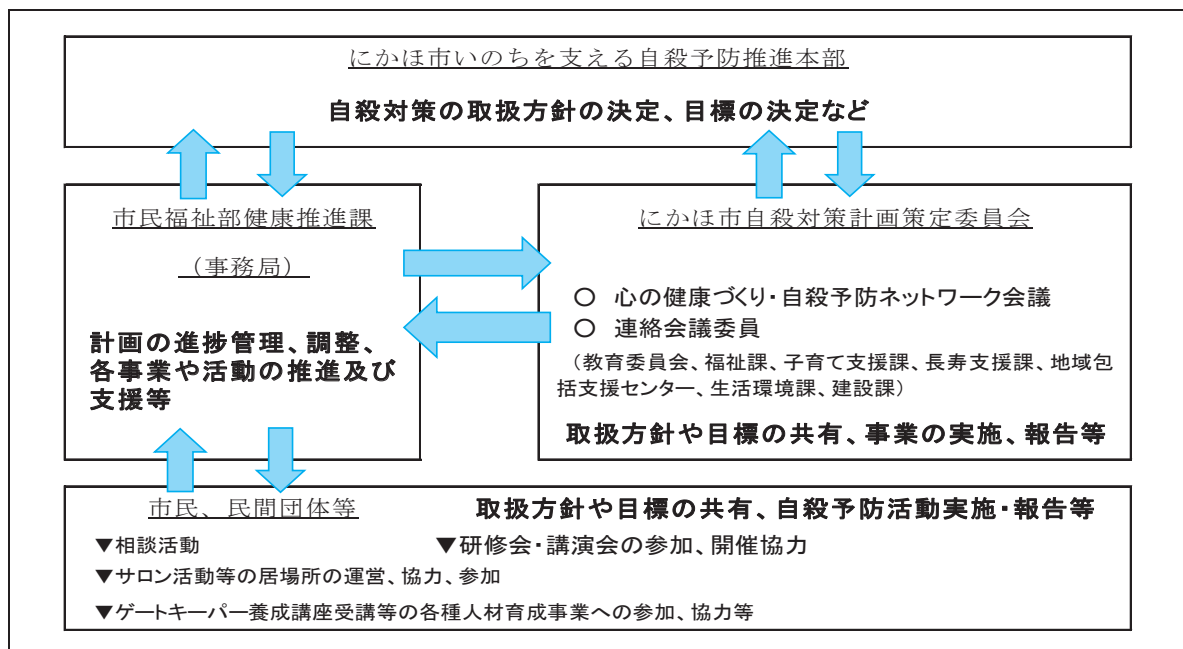
第5章 自殺対策の推進体制等

5-1) 自殺対策組織の関係図

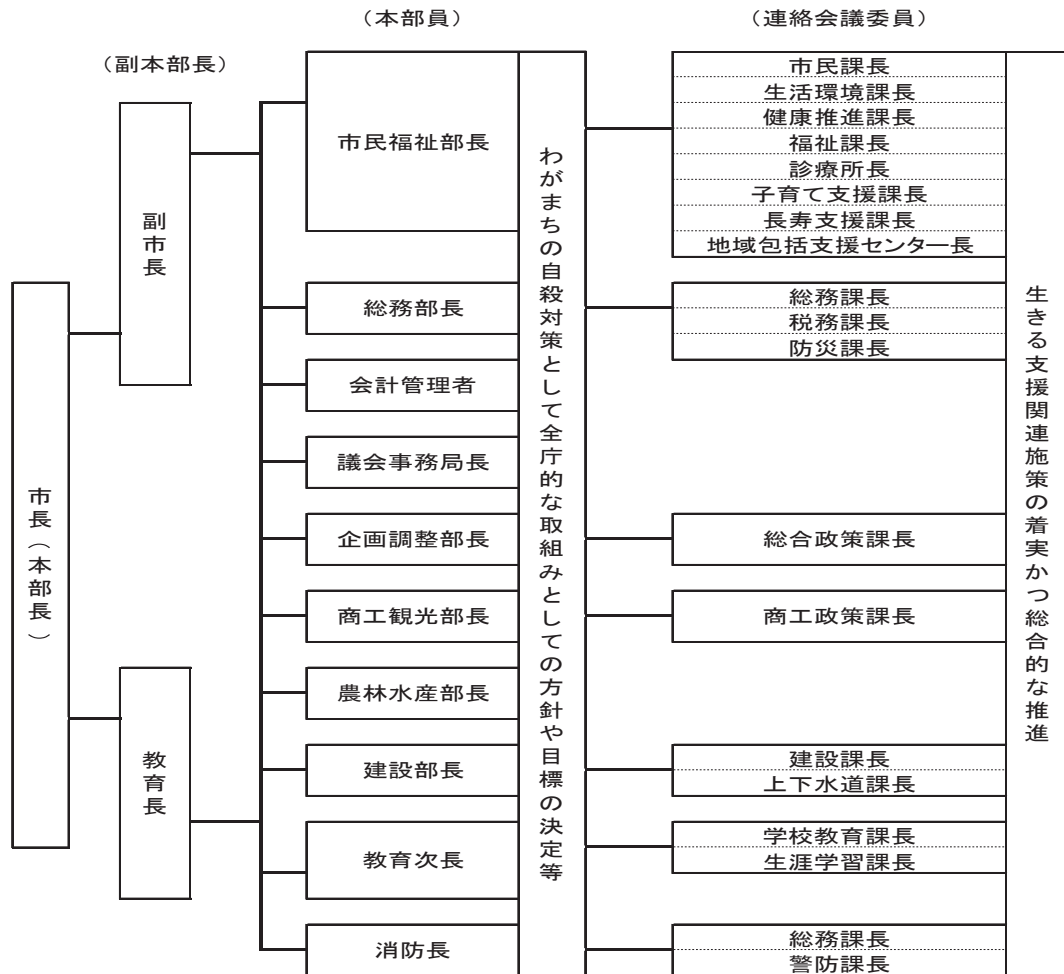
本市は、市長を本部長、副市長と教育長を副本部長とする「にかほ市いのちを支える自殺予防推進本部」を設置し、自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。

また、関係機関や民間団体等で構成する「にかほ市心の健康づくり・自殺予防ネットワーク会議」において関係機関等との連携を強化し、社会全体での取組みを推進します。

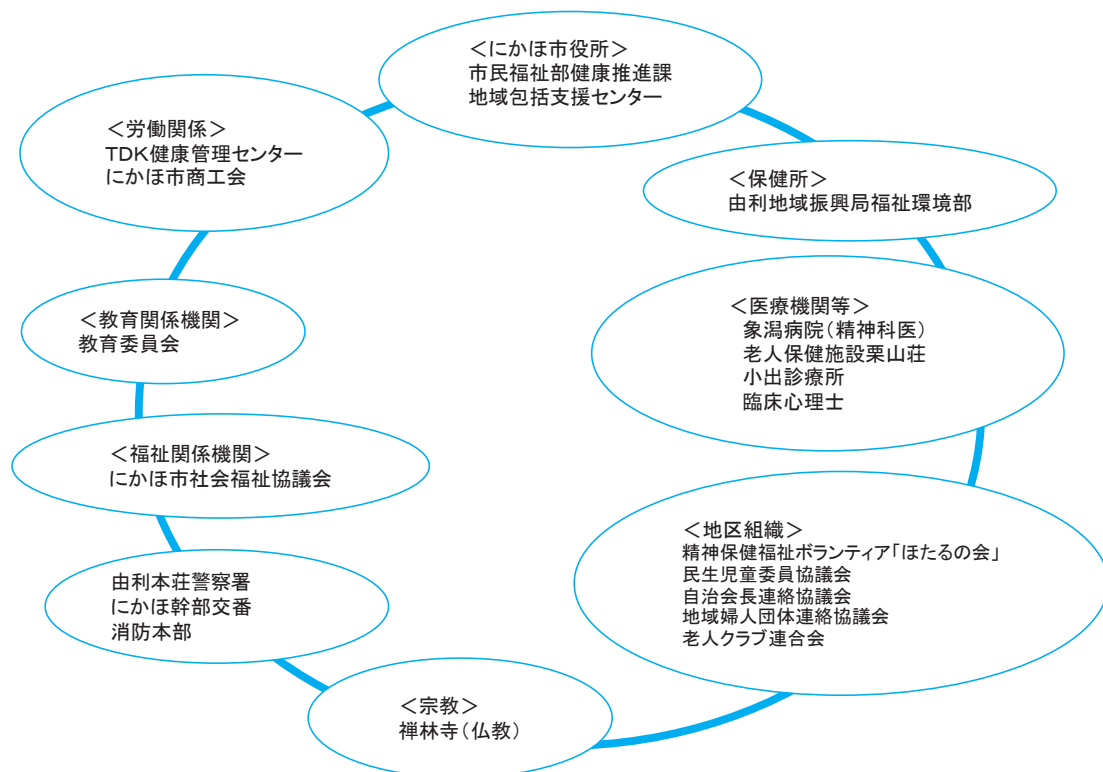
本計画の進捗状況は、PDCA マネジメントサイクルを用いて「にかほ市いのちを支える自殺予防推進本部」において評価等を実施し、「にかほ市心の健康づくり・自殺予防ネットワーク会議」の意見を取り入れながら、目標達成に向けて事業を推進します。



「にかほ市いのちを支える自殺予防推進本部」体制



「にかほ市心の健康づくり・自殺予防ネットワーク会議」



資 料 編

◎ にかほ市の主な相談窓口

◇ 心と身体 の健康相談

にかほ市健康推進課（スマイル）	0 1 8 4－3 2－3 0 0 0
金浦保健センター	0 1 8 4－3 8－4 2 0 0
象潟保健センター	0 1 8 4－4 3－7 5 0 1

◇ 高齢者の総合相談（生活・介護・権利擁護など）

にかほ市長寿支援課	0 1 8 4－3 2－3 0 4 2
にかほ市地域包括支援センター	0 1 8 4－3 2－3 0 4 5

◇ 福祉総合相談

にかほ市福祉課福祉総務班（にかほ市福祉事務所内）	0 1 8 4－3 2－3 0 4 1
--------------------------	---------------------

◇ 生活保護・生活困窮に関する相談

にかほ市福祉課保護支援班（にかほ市福祉事務所内）	0 1 8 4－3 2－3 0 3 8
総合生活相談室（にかほ市社会福祉協議会内）	0 1 8 4－3 3－6 1 5 5

◇ 障がいに関する相談

にかほ市福祉課障がい支援班（にかほ市福祉事務所内）	0 1 8 4－3 2－3 0 3 4
金浦療護園相談支援事業所	0 1 8 4－3 8－2 2 1 5
相談支援事業所さん・とらっぷ	0 1 8 4－3 2－5 1 5 5
障がい相談支援事業所みずばしょう	0 1 8 4－3 2－3 0 1 0
障がい者基幹相談支援センター	0 8 0－1 6 8 8－6 0 4 7 (夜間・休日可)

◇ 児童・DVの相談

にかほ市子ども家庭総合支援拠点（子育て支援課内）	0 1 8 4－7 4－4 0 4 5
にかほ市家庭児童相談室（子育て支援課内）	0 1 8 4－3 2－3 0 3 6

◇ 働く人の心の健康・職業相談

由利本荘地域産業保健センター（由利本荘医師会内）	0 1 8 4－2 2－6 6 6 0
--------------------------	---------------------

◇ 多重債務相談

にかほ市消費生活センター（生活環境課内）	0 1 8 4－3 2－3 0 4 3
にかほ市社会福祉協議会仁賀保支所	0 1 8 4－3 2－3 0 1 0

◇ 雇用に関する相談

本荘総合労働相談コーナー（本荘労働基準監督署内）	0 1 8 4－2 2－4 1 2 4
ハローワーク本荘	0 1 8 4－2 2－3 4 2 1

◇ 生活相談・犯罪被害の相談

由利本荘警察署にかほ幹部交番	0 1 8 4－4 3－2 9 3 5
----------------	---------------------

◇ 精神科のある病院

象潟病院（医療相談室）	0 1 8 4－4 4－2 3 4 1
-------------	---------------------

にかほ市いのちを支える自殺予防推進本部設置要綱

平成 30 年 7 月 3 日
告示第 81 号

(設置)

第 1 条 自殺を防止するための施策(以下「自殺対策」という。)の企画及び調整を行うとともに、自殺対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、にかほ市いのちを支える自殺予防推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策の企画及び調整に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に関すること。
- (3) 自殺対策の広報に関すること。
- (4) その他自殺対策に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長 1 名、副本部長 2 名及び本部員により組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要あると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(連絡会議)

第 6 条 自殺対策の円滑な推進を図るため、推進本部に連絡会議を置く。

- 2 連絡会議は、会長 1 名、副会長及び委員により組織する。
- 3 会長は、市民福祉部長をもって充てる。
- 4 副会長は、健康推進課長をもって充てる。
- 5 委員は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

(連絡会議の運営)

第 7 条 会長は、連絡会議を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 連絡会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第 8 条 推進本部の庶務は、健康推進課において処理する。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 30 年 7 月 3 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 4 月 1 日告示 74 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 4 月 1 日告示 60 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 4 月 1 日告示 45 号)

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

本部長	にかほ市長
副本部長	にかほ市副市長
	にかほ市教育長
本部員	総務部長
	企画調整部長
	商工観光部長
	会計管理者
	議会事務局長
	農林水産部長
	建設部長
	教育次長
	市民福祉部長
	消防長

別表第 2（第 6 条関係）

区分	部等	職名
連絡会議委員	市民福祉部	市民課長
		生活環境課長
		診療所長
		健康推進課長
		福祉課長
		子育て支援課長
		長寿支援課長
		地域包括支援センター長
	総務部	総務課長
		税務課長
		防災課長
	企画調整部	総合政策課長
	商工観光部	商工政策課長
	建設部	建設課長
		上下水道課長
	教育委員会	学校教育課長
		生涯学習課長
	消防本部	総務課長
		警防課長

にかほ市自殺対策計画策定委員会設置要綱

平成 30 年 7 月 3 日
告示第 82 号

(設置)

第 1 条 自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 条)第 13 条第 2 項の規定に基づき、「市町村自殺対策計画」を策定するため、にかほ市自殺対策計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策の総合的な計画策定に関すること。
- (2) その他、自殺対策計画に関し必要となる事項。

(組織)

第 3 条 策定委員会の委員は 20 人以内で組織するものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) にかほ市中心の健康づくり・自殺予防ネットワーク専門部会
- (2) にかほ市中心の健康づくり・自殺予防ネットワーク代表者会議
- (3) その他自殺対策に必要と認める者

(任期)

第 4 条 策定委員会の任期は、委嘱の日から計画策定終了日までとする。

2 特定の地位又は職により委嘱又は任命された委員は、当該地位又は職を失ったときは、委員の職を失うものとする。なお、この場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 策定委員会に委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

2 委員長は、にかほ市中心の健康づくり・自殺予防ネットワーク会議会長が兼ねるものとする。

3 委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員のうち委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは関係職員の出席を求めることができる。

(費用負担)

第 7 条 策定委員会の会議実施に必要な経費は、市が予算の範囲内で負担するものとする。

(庶務)

第 8 条 策定委員会に係る事務は健康推進課において処理する。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 30 年 7 月 3 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日告示第 74 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する

参考(第 3 条関係)

にかほ市自殺対策計画策定委員会委員

区分		関係機関・団体・職種等
専門部会	医療関係	医師
		臨床心理士
	行政	由利地域振興局福祉環境部
代表者会議	医療関係	産業医
		消防本部
	司法	警察署
	教育	教育委員会※
	労働・経済	商工会
	福祉関係	社会福祉協議会
		市地域包括支援センター※
	地域代表	自治会長連絡協議会
		民生児童委員協議会
	民間活動団体	精神保健福祉ボランティア
その他	消費者問題	市生活環境課※
	福祉関係	市福祉課※
		市長寿支援課※
	住まい	市建設課※
	健康づくり	市健康推進課※

※庁内グループ

にかほ市心の健康づくり・自殺予防ネットワーク設置要綱

平成 19 年 4 月 1 日
告示第 80 号

(目的)

第 1 条 本会は、にかほ市心の健康づくり・自殺予防ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称し、地域における組織等が連携し、心の健康づくり並びに自殺予防対策の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第 2 条 ネットワークは、次の事業を行うものとする。

- (1) 心の健康づくり・自殺予防対策の推進に関する事業
- (2) その他目的を達成するために必要な事業

(組織)

第 3 条 ネットワークの構成は次のとおりとする。

専門部会

専門部会は、企画・調整・評価をするものとする。

- (1) にかほ市精神保健事業検討委員会
- (2) 秋田大学
- (3) 由利地域振興局福祉環境部
- (4) にかほ市健康推進課

代表者会議

代表者会議は、健康づくり・自殺予防ネットワークを推進するため、各団体の自主活動を促進するものとする。

- (1) 専門部会の代表
- (2) にかほ市商工会
- (3) 企業関係者
- (4) 由利本荘警察署にかほ幹部交番
- (5) にかほ市社会福祉協議会
- (6) にかほ市民生児童委員
- (7) にかほ市老人クラブ
- (8) にかほ市教育関係者
- (9) にかほ市関係課職員

2 その他事業を推進するために必要な個人及び団体などを、適宜加えることができるものとする。

(会長)

第 4 条 ネットワークは専門部会において会長 1 名を選任し、会長は会議の議長となるものとする。

2 会長に事故のあるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

(任期)

第 5 条 会長の任期は 2 年とし再任を妨げないものとする。

(会議)

第 6 条 会議は会長が召集するものとする。

(事業実施計画)

第 7 条 ネットワークは毎年度、事業の実施計画を作成し、協議の上計画的に事業の推進を図るものとする。

(費用負担)

第 8 条 ネットワークの事業実施に必要な経費は、市が予算の範囲内で負担するものとする。

(事務局)

第9条 ネットワークの事務局は、にかほ市健康推進課内に置くものとする。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

- 第一章 総則（第一条－第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条－第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条－第二十二條）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条－第二十五条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もっと国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

- 第二条 自殺対策は、生きることの包括的支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えつつ促進するための環境の整備充実が幅広く適切に図られること旨として、実施されなければならない。
- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

- 第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

- 第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらの不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法律上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置、その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市長村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うように努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障が生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が

精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の障害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う意思と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないように、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互に調整すること。

三 第二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条の定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。